

令和8年

三重県議会定例会会議録

(2 月 27 日)
(第 4 号)

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 2 号から議案第 4 号まで及び議案第 22 号
〔委員長報告、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 2 号から議案第 4 号まで及び議案第 22 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	45名		
1	番	市 野	修 平
2	番	曾 我	正 彦
3	番	荊 原	広 樹
4	番	伊 藤	雅 慶
5	番	世 古	明
7	番	龍 神	啓 介
8	番	辻 内	裕 也
9	番	吉 田	紋 華

10	番	難波	聖子
11	番	芳野	正英
12	番	川口	円
13	番	喜田	健児
14	番	中瀬	信之
16	番	中瀬古	初美
17	番	廣	耕太郎
18	番	松浦	慶子
19	番	石垣	智矢
20	番	山崎	博
21	番	野村	保夫
22	番	倉本	崇弘
23	番	山内	道明
24	番	田中	智也
25	番	藤根	正典
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	田中	祐治
30	番	野口	正
32	番	石田	成生
33	番	村林	聡
34	番	小林	正人
35	番	東	豊
36	番	長田	隆尚
37	番	今井	智広
38	番	稲垣	昭義
39	番	日沖	正信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員 2名			
6	番	市 川	岳 人
31	番	谷 川	孝 栄
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主任)	伊 藤	光 彦
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也

政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枘 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告 之
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	敦 澤 洋 司
代表監査委員	村 上 亘
監査委員事務局長	大 西 毅 尚

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北岡 寛之
佐藤 史紀

選挙管理委員会委員

川北 睦子

労働委員会事務局長

出井 隆裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。10番 難波聖子議員。

〔10番 難波聖子議員登壇・拍手〕

○10番（難波聖子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選挙区選出、参政党、難波聖子です。

当選後初めての一般質問の場に立たせていただいております。質問の前に、私自身のことや意気込みなどのお話をさせていただけたらと思います。

昨年9月に三重県議会議員補欠選挙で当選させていただき、県議会議員としての任期が始まり、右も左も分からなかった私に優しく声をかけてくださった先輩議員の方々、気軽に話せる同期議員の方々、議会事務局、行政職員の皆様、そして、いつも御支援をいただいております皆様のおかげで、今日の一般質問の場に立たせていただいております。まずは心より感謝申し上げます。

ちょうど1年前の今頃、私は参議院議員通常選挙候補者として名の上げました。それまでは政治の世界とは無縁の普通の主婦でした。昼間はパー

トで汗をかいて働き、小学生の子どもたちの帰宅を待つ。そんなごく普通の生活をしておりました。

その普通の主婦が、生活していく上で肌で感じていた物価高、国民の生活は苦しくなっているのに上がり続ける税金、社会保険料の負担、最低賃金が上がり、パートの時給が上がっても、扶養内で働く主婦には気がかりである社会保険料の壁はどんどん厳しくなっていくこと。それなのに私たちの知らないところで、私たちが望んでいないような政策や法案が通っていくこと。

そして、日本の土地や水源、企業、神社仏閣などが外国人や外国資本にどんどん買われていくことに危機感を持ちました。

自分の子どもたちやその次の世代に、いい日本を残していくためには政治を変えていくしかない。そのためには政治に無関心の方々に少しでも興味を持ってもらいたい、選挙に行ってもらいたい、その思いで参議院選挙に立候補することを決意いたしました。

そして、参議院選挙では落選でしたが、県議会議員補欠選挙で当選させていただき、今があります。

政治とは無縁だった私が政治に関心を持つようになったのは、私が所属しております、参政党の存在を知ったからです。

参政党は、日本の国益を守り、世界に大調和を生むという理念で、反グローバルズムを掲げる政党です。

グローバルズムとは、多国籍の企業や国際的な投資家がお金などを使い、世界に一つのマーケットをつくっていくことです。行き過ぎた株主至上主義で労働者の賃金は上がらず、配当金だけが30年間で約9倍も上がり、一部の人たち中心にお金が回る仕組みがつくられてきました。

グローバルズムでは国境をなくし、人、物、お金の移動を自由にし、世界を一つにすることを正義とし、そうして生まれてくる混在社会を多様性と評価します。

しかし、その結果を見れば、経済格差の拡大、民主主義の機能不全、中間層の貧困化が進み、各国の主権や文化が損なわれてきたという現実がありま

す。こうした流れへの民衆の反発こそが反グローバリズムです。

私たち参政党は、その行き過ぎた株主至上主義からの脱却を目指し、公益資本主義への転換を図るべきと考えております。企業を株主だけのものせず、従業員をはじめとする全ての利害関係者に利益を分配することで社会全体にお金が回る。このようにして、グローバリズムによって海外へ流れてしまっている日本の利益を国内に戻し、日本経済の復活を目指しております。

そして何より、現場で汗を流して働き、日本経済を支えてくださっている方々が日の目を見る社会、正直者が報われる社会が今からの日本には必要ではないでしょうか。

その大きなグローバリズムの流れの中で忘れてはいけないこと。それは、日本はさきの大戦で敗戦国となり、戦後約7年間のGHQ占領下において戦争への罪悪感を日本人の心に植え付けるウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム、戦争犯罪情報計画が行われていたことはアメリカの開示文書で明らかになっています。それにより日本人は自虐史観を植え付けられ、大和魂、武士道、利他の心、敬神崇祖などの日本の精神は今、失われつつあります。さきの大戦で失った多くのものを取り戻すためにも、正しい歴史を学び直す必要があると考えます。

昨年の戦後80年の節目の年に、私は初めて沖縄県平和祈念資料館へ行き、戦争の悲惨さ、無残さを感じ、二度とこのようなことが起きてはいけない、起こしてはいけないと、そう強く感じました。

そして昨年末には鹿児島県の知覧特攻平和会館へ行きました。特攻という言葉だけを聞いただけで非難を口にする方もいらっしゃいますが、私は特攻を美談にするつもりはありません。当時のその判断はそのときにしかできません。ましてや戦争を経験していない私なんかは評することはできません。ただ、家族や愛する人のことを思い、日本を守るために自らの命をささげた英霊たちの純粋な思いを私たちは受け取り、その思いを受け継いでいかなければいけないと思っております。

ですが今、先人たちが命がけで守ろうとしたものを簡単に明け渡していま

せんか。時代の流れだから、仕方がないと言って諦めていいのでしょうか。

三重は多くの日本人が大切にしている神宮を有する日本の要所です。古きよき日本の伝統文化を大切に、神々に選ばれた美し国三重にふさわしい三重県を、50年後、100年後もよりよい形で次世代に受け継いでいくためにも、今を生きる私たちの選択、行動の責任はととも重く、今後の日本の在り方に大きな影響を及ぼします。

日本に迫りくるグローバリズムの波に警鐘を鳴らしてくださったアメリカ人の保守派、今は亡きチャーリー・カーク氏の、日本はまだ間に合う、この言葉を胸に、通告に従いまして、1問目の質問、多文化共生についてお聞きいたします。

三重県における多文化共生の取組は、長期構想である強じんな美し国ビジョンみえ及び、中期計画であるみえ元気プランの施策を踏まえ、様々な分野で担い手が減少する中、地域社会を担う一員として、外国人住民への期待はますます高まっているとして、多文化共生施策の一層の推進を図る目的で、令和6年3月に、令和8年度までを計画期間とする三重県多文化共生推進計画が策定されております。

この三重県多文化共生推進計画策定の背景として外国人労働制度の見直しが掲げられておりますが、令和6年6月21日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され、新たな外国人受入れ制度として育成就労制度が創設されました。

この制度について、令和7年3月11日、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針についてが閣議決定されています。

この閣議決定において、我が国の外国人受入れの基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人は、我が国の経済社会の活力を維持し、さらに発展させていくために必要不可欠であり、引き続き積極的な受入れを進めていかななくてはならない一方で、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国

人の受入れについては、現在のみならず将来にわたっても我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすものであるから、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサス、いわゆる合意を踏まえつつ行わなければならないものとしてされています。

この合意を踏まえつつ行われるという非常に重要な点ですが、三重県多文化共生推進計画の中にもこう明記されております。

「多文化共生を着実に推進していくためには、行政だけでなく、全ての県民が当事者であることを自覚し、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働もしながら取り組んでいくことが必要となります」として、国や自治体、企業や県民に期待される役割がそれぞれ記載されております。

前段の、全ての県民が当事者であることを自覚するとのことですが、そもそも多文化共生の多文化が何の文化を指しているのか理解していない県民の方もいらっしゃる。その方は、日本における、例えば東北地方、九州地方など、ほかの地域の文化との共生と思っていたようです。全ての県民が当事者であることを自覚するには、まずは多文化共生とは何なのか正しく理解してもらう必要があると考えます。

ここで質問です。改めて、県はどのような多文化共生社会を目指しているのかをお聞きします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 県が目指す多文化共生社会について答弁をさせていただきます。

県では、日本人住民と外国人住民が共に安全に安心して暮らせるよう、先ほど議員からも紹介がありましたが、令和6年3月に三重県多文化共生推進計画を策定しまして、取組を進めてきました。

この計画では、県が目指す多文化共生社会を二つ掲げています。

一つ目は、多様な文化的背景を持つ住民が、共に築く地域社会です。これは、日本人住民も外国人住民も同じ地域に暮らす一員として人権を尊重し、そして互いの文化を大切にしながら、共に築く社会です。

二つ目は、多様性が地域の課題解決に生かされる社会です。これは、日本人住民と外国人住民が協力することで地域の課題解決を進めていく社会です。

例えば、県が今、育成しています外国人防災リーダーが地域で行う取組は、目指す社会の一つの形ではないかと考えております。災害時に言葉や知識の壁によって外国人住民には支援が行き届きにくいことが考えられます。こうしたことに備え、外国人防災リーダーは、自治会等の日本人住民と共に地域を支える側として、通訳、避難誘導、避難所運営などの訓練に参画しています。

このような多文化共生社会を実現していくためには、県民の皆さんに目指す社会の姿について理解をいただくことが必要だと我々も考えております。日本人住民も外国人住民も、共に地域を築く一員であるという意識を育てていくことが重要だと考えます。そのため、情報発信や交流イベントなど、様々な機会を捉えて理解の促進を図っていききたいと考えております。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 御答弁ありがとうございます。

外国人との共生社会をつくるということで、やはり地域の活性化にもつながったり、地域の防災を考える仕組みをつくっていく、とても理想的な社会だとは思いますが、多くの県民の方がこの多文化共生を理解していないという現実もまたございます。

（パネルを示す）外国人の推移を見ていただくとすけれども、まず平成元年、起点のところすけれども、入管法が改正されて、多くの外国人労働者が日本に来られました。そして平成20年のリーマンショックにより減少しつつ、平成27年からさらに増加傾向にあります。令和2年のコロナ禍で減少し、令和4年の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂を軸に急激に増え、今後、さらに外国人の在留制度は大きな転換点を迎えております。

令和8年1月23日、衆議院が解散した同日に特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針について

閣議決定がされています。

この運用方針では、2027年4月から2年間で育成就労制度の受入れ枠は約43万人を上限とし、特定技能制度と合わせて約123万人までの外国人を受け入れようとしておりますが、特定技能2号は人数制限を設けておりません。そして、特定技能2号は永住につながり、家族帯同可能のビザです。

さらに多くの外国人労働者が日本に来るわけですが、これまでの技能実習制度と育成就労制度との大きな違いは、技能実習制度が帰国を前提とした制度であったのに対し、育成就労制度は外国人の方々に定住してもらうことが目的ではないでしょうか。

このような大切な話を国会で議論することなく、閣内で決められたことに驚きを隠せませんが、与党の大勝でこういった動きが加速することが懸念されます。

そして、この育成就労制度とは別に、令和7年8月27日付の紙面によりますと、日印首脳会談においてインドとの人的交流を5年間で50万人以上と合意文書に明記することが話題になりました。そのうち5万人は高度な技術や専門知識を持つインド人を就職などで受け入れるとしており、特にIT分野の人材を想定しているようです。しかし、英語の話せるIT分野の人材は欧米を就職先を選ぶ傾向があり、日本語教育が課題となるとも記載されておりました。

このように、三重県多文化共生推進計画策定後に、社会情勢の変化により外国人がますます増える中で、今後、県は多文化共生に向けた取組をどのように進めていくのかをお聞きします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、多文化共生に向けた取組をどのように進めていくかについて、答弁をさせていただきます。

多文化共生に向けた取組は、日本人住民と外国人住民が共に地域社会の一員として生活できる環境を整え、意思疎通を図り、相互理解を促すことにより、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

このため、取組に当たっては、相互理解、安全で安心な生活環境づくり、そして日本語教育、この三つを柱として進めていきます。

一つ目の相互理解では、交流イベントや出前講座を行っています。1月の多文化共生月間には、お互いの文化にふれあうイベントを開催し、日本人を含む多くの国の幅広い世代の方が参加し、和やかな雰囲気での交流が行われました。また、国際交流員が小学校や自治会などに出向き、各国の文化や生活習慣の紹介を通じて、多文化共生への理解を深める取組を進めています。

二つ目の安全で安心な環境づくりにつきましては、生活ルールや防災情報などを三重県多言語情報提供ホームページ、M i e I n f oと呼んでおりますが、このホームページで7言語で発信しておりまして、来年度はさらに1言語追加する予定です。

また、生活する上での困り事には、M i e C oと言っておりますが、みえ外国人相談サポートセンターというのを設置しており、ここで11言語で対応しているほか、弁護士や臨床心理士による専門相談も行っており、来年度には新たに社会保険労務士による相談を実施するなど、体制を強化していきます。

三つ目の日本語教育では、地域で円滑なコミュニケーションが図られるよう、来年度新たに、地域における日本語学習の総合的な支援を行うみえ地域日本語教育支援センター、仮称ではありますが、このセンターを設置しまして、日本語学習の環境の整備に向けた取組を一層強化していきます。

来年度は、さきの答弁でも少し触れさせていただきました現行の三重県多文化共生推進計画が計画期間の終期を迎えます。したがって、これまでの成果と課題を検証するとともに、外国人住民の増加といった社会情勢の変化や国の動向も踏まえ、有識者や市町、外国人支援団体等からの意見もいただきながら、多文化共生をさらに進めるための新たな計画を策定していきたいと考えております。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 御答弁ありがとうございました。

県の取組をお聞きいたしました。相互理解を深める日本語教育を進めていく、そして当初の三重県多文化共生推進計画を見直していくという御答弁でございました。

ですが、国が方針や政策をどんどん変えていくと、行政や現場がそのスピードに追いつけず、対応が遅れ、様々なところで問題が起きてくるのではないのでしょうか。そして県民の方々からも、多文化共生推進における問題点や懸念点が挙げられておりますので、幾つか共有できたらと思います。

まず、治安の悪化が懸念されます。これは欧州を見れば歴然です。同じ島国であるイギリスは移民反対デモも起きております。スウェーデンに至っては移民1人当たり約500万円を払って国へ帰ってもらおう政策を取っております。また、35年間イタリアに住んでいる日本人の方の話ですと、コロナ禍明けからの移民受入れ政策により、一気に治安の悪化が進んだという現実もあります。

そして労働力もそうですが、食料、エネルギーなどを海外に依存し過ぎている、有事があり供給が止まってしまうと立ち行かなくなるのではないかと懸念。

また、ブローカーなどが存在し、外国人が安い賃金で働かされている現状もあります。政府はこの対策に乗り出しますが、そもそも受入れ前に制度設計が必要だったと思っております。

そして、日本は島国で、独自の文化で発展してきました。そこに多文化が入ってしまうと日本の伝統文化が廃れていく可能性があるのではないのでしょうか。

そして今、外国人同士での対立が起きているようです。海外における内乱は民族間や宗教の違いにおけるものが多いです。日本人が幾ら共生に努めても、外国人同士のトラブルまで対応し切れないのではないのでしょうか。

外国人が多く住んでいる地域の日本人たちは、たとえ問題が起きて不満を抱えていても、声を上げることができず我慢しております。そして我慢の結果、やむを得ずほかの市町へ引っ越していく。こういった状況もあります。

今でさえ外国人受入れの対応に負荷がかかっている現場がありますが、今後、さらに増えるとなりますと、ますます混乱を招くのではないのでしょうか。特に教育現場での混乱です。

(パネルを示す) これは外国人児童生徒数の推移です。近年急増しております。教育現場において日本語を話せない外国人の子どもたちを受け入れている先生方の苦労の声を聞いております。そして、日本語を話せないことからくる発達障がいがあるため、学校での対応を要する外国人のお子さんも増えてきているそうです。

ここで教育長にお聞きします。教育現場において日本語を話せない外国人の子どもたちを受け入れる体制ができてきているのか、今後もさらに増え続けることに不安がないかなど、学校現場の負担をどのように認識し、どのような取組を進めているのかをお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長(福永和伸) それでは、外国人児童生徒の増加による学校現場の負担をどのように認識しているのかについて答弁させていただきます。

少子・高齢化に伴う労働力不足が深刻化し、在留外国人が増加するなど、日本社会の構造は大きく変化しています。今後、外国人住民と共に地域を支えていくという視点がますます重要となるところです。

日本で暮らす外国人児童生徒にとって、教育は将来の自立や社会参加の基盤、生活の礎となる極めて重要なものです。このため、将来日本に定住するかどうかにかかわらず、外国人児童生徒に対し、日本の子どもたちと同等の教育を保障する必要があり、それは私たち教育に携わる者に課せられた使命だと認識しています。

私たち三重県教育委員会は、外国人児童生徒一人ひとりがかげがえのない社会の構成員であるという基本認識の下、その将来的な自己実現に向けた教育活動を積極的に推進していく方針です。

もちろん課題はございます。外国人児童生徒の居住地の散在化や多言語化が進んでいます。また、学校からは、外国人児童生徒の日本語指導の方法に

ついて知りたい、保護者面談では通訳がいるほうがより児童生徒のことが伝えられるなどの、日本語指導とか通訳に係る要望が上がっています。

県教育委員会では、外国人児童生徒教育の充実と教員の負担軽減に向け、日本語指導の必要な児童生徒に対応するための教職員定数の基礎定数化に加え、外国人児童生徒が多く在籍する市町への教員の加配、財政支援を行っています。

また、小・中学校に対し、日本語指導や授業での通訳等を支援するため、6言語に対応した巡回相談員20人を派遣しています。希望する児童生徒の学ぶ機会を確保するため、オンラインを活用した日本語指導等にも取り組んでいます。

高等学校においても、母語での学習支援や進路相談に応じる専門員を4人配置するとともに、日本語教育の充実に向けて、生徒に日本語を教えたり、教員に指導法を助言したりするアドバイザー1人を配置しています。

なお、外国人児童生徒と学ぶことは、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を学ぶ貴重な機会となります。学校におけるきめ細やかな教育活動の充実にもつながります。

今後も教員の負担軽減に配慮しながら、外国人児童生徒はもとより、全ての子どもたちが安心して学びに向かえるよう、各市町や関係部局、関係団体と連携し、支援の充実に努めてまいります。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 御答弁ありがとうございます。

教員を増やすなどして先生たちの負担にならない取組を進めていく、そして、外国人の子どもたちとの共生社会をつくり上げていくとのことですが、理想どおりに進めば素晴らしいと思います。ですが、やはり現場の先生たちの負担は大きいと思います。ただでさえ学校の先生たちは大変です。日本語を話せない子どもたちがさらに増えることで、日本人の子どもたちを含む全ての子どもたちに対する指導に支障を来すおそれはないでしょうか。

そして、現政権は外国人との秩序ある共生社会の実現のための政策として、

日本語指導支援員を学校職員とする法令を定める方針を固めました。恐らくそれにとつての教員の増員かとも思います。

そして本来、ある程度の日本語の習得については、民間の日本語学校などに通い、企業や保護者による受益者負担が妥当と考えますが、令和元年に制定された日本語教育の推進に関する法律により、国、地方自治体、企業の責務で外国人の日本語教育支援を促進しようとなっております。外国人の日本語教育をするための法律があるんです。これは正直驚きました。

では、なぜこのように外国人の受入れが推進されるのでしょうか。外国人の受入れは日本の経済の維持・発展のために必要不可欠という考えが広く根づいていると感じます。外国人に頼らなければ日本の経済が維持できない、日本の経済は発展することはないというのは、日本政府によって思い込まされてはいないのでしょうか。

1950年代から1970年代はいわゆる高度経済成長期と呼ばれる時期で、1970年の日本の人口は約1億人、そのうち外国人は60万人ほどでした。また、好景気に沸いた1990年、いわゆるバブル経済期ですが、日本の人口は約1億2240万人、そのうち外国人は約89万人です。2025年7月時点での日本の人口は約1億2330万人、そのうち外国人は約370万人となっています。約35年で外国人の人口が4倍に増加しております。

では、この35年間に日本の経済は成長したのでしょうか。確かにここ数年は株価が上昇し、2025年に5万円の台を越え、今なおその傾向は続いております。しかし、一般的な日本国民はその株価上昇の恩恵を実感できないのが実情です。外国人の増加と日本国民が感じる豊かさには関連性がないということになります。

そして、本当に労働力不足なのかどうかと疑ってしまいます。その理由として考えられるのは、働き方改革による労働力の低下、もっと働きたいのに働けない、残業できない現状、扶養内パートの人は社会保険料の壁が高く、働き控えにつながっております。高過ぎる国民負担率により、働く意欲が奪われている、何のために働いているか分からないという声をたくさん聞

きました。そして日本人が避けたがる労働者不足の業種ほど外国人材を求め、低賃金の傾向があります。安い労働力で雇うことにより、日本人の賃金が上がらず離職につながっているのではないのでしょうか。そして、外国人労働者の対応をすることで逆に仕事が増え、割に合わず、もともと働いていた日本人が離職するケースも出てきております。労働者不足と言われる中、2025年12月時点での全国の求職者、仕事を求める人は約166万人。三重県ですと、令和7年8月時点で約2万5000人が職を求めています。

このような問題を解決せず、労働力が足りないと言って、なぜ不足を補い続けるために外国人を受け入れ続けるのでしょうか。

今後、日本は子どもの数が減るからと、学校の数は減らしていきますよね。であれば、人口減少に見合った社会設計を進めるべきですし、さらなるAI化により労働力不足は改善の見込みがあります。経済産業省のデータによりますと、2040年には事務職が437万人余との見方も出ており、アメリカでもブルーカラー・ビリオネアと呼ばれる人たちが現れているように、社会貢献度の高い職種が稼げ、優遇され、社会的地位も高くなるような仕組みも必要ではないでしょうか。

そして、大人のひきこもりの方々も120万人以上いると言われています。その方々が社会復帰できる取組に力を入れるべきではないのでしょうか。まずは日本人だけで成り立つような国の制度設計をし、それでも足りない部分を外国の方々に補ってもらえばいいのではないのでしょうか。

そして、労働力不足の一番の理由とされる日本人の少子・高齢化です。高度経済成長期を支えたいわゆる団塊の世代、そして、団塊ジュニア世代が高齢化する一方で少子化が進んでおり、2025年は出生数が前年よりも減少し、約67万人となる見込みです。

出生数の減少は、高齢者を支える年金制度の問題と関連づけて論じられます。なぜなら、厚生労働省はそのホームページで、公的年金制度は、今働いている世代、現役世代が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てる、世代と世代の合支えいという考え方を基本とした財政方式で

運営されていますと記載されているからです。つまり、少子化で少なくなった人口を外国人で補填することにより労働力の確保と公的年金制度の維持を図ろうとしているのではないのでしょうか。

では、外国人によって労働力を確保していった未来はどうなるのでしょうか。厚生労働省が2019年に予測した結果では、2040年には出生数は約74万人になるとされておりました。しかし、前述のとおり既に2025年時点で約67万人と予測を大幅に下回っております。出生数の低下は1973年から始まっており、2000年に生まれた子どもたちが親になる時期が間もなく訪れようとしております。親となる日本人の人口が減少すれば、当然子どもの数も減少します。日本人の人口が減少していく中で、外国人の受入れを進めたらどうなるのでしょうか。近い将来、民族構成が変わります。日本人が減って外国人が増えるんです。容易に想像できますよね。

日本という国は日本人が住んでいるから日本国なのです。人口が減少しているからといって、行き過ぎた外国人の受入れを推進することは、日本国を消滅させることになりませんか。

そして、労働力不足は政治の失策が大きいのではないのでしょうか。今までの人口減少に対する少子化対策に効果的な策はなかった。それに加え、子どもの自殺は年々増えているなんて、社会全体がおかしくなっていると思います。たとえ労働力を確保し、GDPが上がったとしても、さらに県民の幸福度は下がるのではないのでしょうか。

そして、多文化共生推進は日本の労働人口減少による労働力を補うためと言いながら、外国人を受け入れることで、他方、特に日本語を話せないことへの対応への労働者不足を発生させている、この矛盾に気づきませんか。

ここで知事に質問したいと思います。政府が創設した育成就労制度が来年から動き始め、さらに外国人の受入れが進むことが予想されますが、その動きを十分認識していない県民が多いです。県はどのような影響があると考えますか。

そして、移民の受入れ数の制限や、場合によっては一旦受入れを止める、

家族帯同不可とすることなどが必要だと考えますが、国に対してそちらを要望していただきたいと思います。

3番目に、外国人との共生に不安を抱く県民に対し、県はどのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 日本で暮らしていただいている外国人の方がおられますけれども、今、日本における外国人との共生、これはしっかりと考えていかなきゃいけない課題であります。考えるときに、大事なのは冷静で論理的な議論をする必要があるということでありまして。さらに、我々は理想を掲げて、それを実現するように考えていかなければいけないと思っています。

世界が今、先日の知事提案説明で申し上げたように、国家主義に動いているのは事実です。1991年、ソ連が崩壊し、アメリカが中国に対する関与政策を取り、日本は残念ながらアメリカと、半導体を含めた厳しい貿易戦争に入りました。その結果、日本全体でその痛みをなるべく少なくしよう、低成長でも失業者を出さないようにしようとしてやってきたのが失われた30年でありまして。これはデファクトスタンダードをアメリカがつくっている、パクスアメリカナの下でそれが行われているということに原因を発するものでもありますけれども、今、それが変わってきているのは事実でありまして、日本も成長に向かいつつあります。

それはアメリカと中国のデカップリングが大きな理由でありまして、議員が御指摘いただいたような世界の流れは一部肯定するものではありません。かつての小さな政府、スタンフォードとかオックスフォードの一部のエリートがFRBで国の政策を決める、連邦準備制度理事会において決めるというようなやり方ではなくて、政治家が決めるようなやり方になってきているのは事実であります。大国、アメリカや中国、そしてロシア、その中で日本がどう生きていくかというのを考えるのが非常に難しい世の中になってきているのは提案説明でも申し上げたとおり。ただ、我々はその世の中を生きていかなければいけません。

今、日本では、三重県もそうですけど、外国人の労働者なしに経済は回らない状況です。一昨日の議会でも申し上げましたが、JICAの推計でいうと、2040年、三重県のGDPを維持するためには11.3万人の外国人労働者が働かないと維持できないというふうに言われています。令和7年の10月末では4万人ですから、その約2.8倍の人が要る。なぜならば日本人が減っていくからということでもあります。

経済が回らないとどうなるか。これはG7の国を、縦軸をGDP、横軸を人口で取ればその相関関係が明らかになりますけれども、人口とGDPは正の相関関係があります。人口が少なくなればGDPも減ってまいります。減ってくるということは経済が厳しくなるということ。例えば防衛費に計上できなくなるものが出てくるということです。議員も御案内だと思いますけれども、日本には国際的にも歴史的にも、その領土である尖閣諸島があります。その尖閣諸島の周りを中国の公船が365日のうち何日回っているか。2025年の数値ですと357日。荒天の日を除いてほとんど12海里、さらにその外の12海里である接続水域に中国の公船がいるんです。尖閣諸島に近いところで守っているのは我が海上保安庁の船舶であります。この船舶を建造するには予算が必要であります。GDPが落ちていけばその予算の計上もできなくなるということを考えないといけません。

外国人の犯罪、御指摘もいただきました。2004年と2024年を比較します。在留外国人数が2004年は約197万人、検挙された外国人の数が1万4766人で、1人当たりの犯罪率は0.75%です。2024年、令和6年ですが、在留外国人数が約377万人に対して、検挙された人数は1万464人。検挙人数も減っていますし、比率は当然減ってしまして0.28%です。こういった数字を基に冷静な議論を我々はしないと駄目だと思っています。もちろん不法就労や不法滞在、違法な行為は日本人であろうと外国人であろうと許さない。毅然とした対応で検挙していくということも重要だと思っております。

また、人口構成について議員から御指摘もいただきました。そのときに重要なのは、日本人の人口もそうなんですけど、生産年齢人口です。生産年齢

人口はどんどん減っているということも考えないといけません。そこを補っているのが外国人であります。今、介護や建設、運輸、小売は、外国人なしで回らないというのは県民の皆さんが肌感覚で分かっているんじゃないかというふうに思っています。アンダークラスと言われている人たちへの対応、氷河期世代への対応、これも喫緊の課題です。政府はようやくそれに着手しています。私たち県では、経済が上向き始めたときにそのはざまに落ち込む人たちがいる。そこへの給付を考えるべきだということで、2月補正予算での対応もやらせていただいているところです。

外国人の受入れ制度は変化しました。令和9年の4月から議員御指摘のように技能実習が育成就労に変わります。私は、国で国土交通省の担当部局の次長でありましたときに、平成31年4月の特定技能に建設業だとか造船だとか空港のグランドハンドリングの業種を追加する、そういった業務をやってきました。そのときにも政府においては、日本人だけでやれないのかという議論はありましたが、無理だというのが結論であります。

ただ、技能実習から育成就労に変わるのは、技能実習は外国への技能移転という国際協力だという建前でありましたが、もう今では労働力として外国人を活用すると。そういう実態に合った制度へ変更されたというものと認識しています。

育成就労する外国人は国内で企業を変更することが可能になります。給与の高い都会に移動していくということが出てくるので、必ずしも三重県で増えるのかどうかは分からないところはあると思いますが、三重県から外国人が出ていくと三重県の産業は回らなくなるという大きな問題もあります。

日本の人口は減っていきますので、昨日も厚生労働省が発表しましたが、出生数が約70.5万人です。短期的、中期的には外国人の労働力に頼っていく必要があるだろうと思っています。これについては今、国は周知をしています。我々も全国知事会を通じて国に対して制度の周知を言っているところですが、先ほど申し上げましたとおり、むしろ県民のほうがよく分かっているんじゃないですかね。

移民についてであります。移民の政策について、アメリカ式のやり方と、それからヨーロッパ式のやり方があるというのは以前議会でも私が申し上げたとおりであります。今、日本では移民政策を取っていません。

平成30年10月29日、衆議院本会議、安倍元総理はこういうふうに答弁されています。政府としてはいわゆる移民政策を取ることは考えておりません。例えば、国民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策を取ることは考えていないというふうに言っています。移民政策をどうするかというのは国での議論であります。これは非常に大きな議論です。国論を二分するような政治的な課題だと思っています。

今、国は秩序ある外国人との共生を言っております。これは先ほど申し上げた不法就労や不法滞在、犯罪を犯す、それは日本人であろうと外国人であろうと許さないということであると理解しています。

大切なことは、国が今の外国人の実態、制度、そして方針をきちんと説明することだというふうに思っております。私どもは全国知事会で、国に対して申入れを令和7年の11月26日に行っております。そこでは、事実やデータに基づかない情報による排他主義、排外主義を強く否定する、差別や人権侵害のない社会の実現を目指すという姿勢の下で、感情的に論じることなく、現実的な根拠と具体的な対策に基づく冷静な議論を進める。外国人を、地域社会を共につくる一員として包摂をする。そして、国には外国人が増加することに対する国民の不安を払拭し、国民が正確な情報に基づいて冷静に議論できるよう外国人の受入れ、共生に関する基本的な在り方や正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うよう働きかける。これを申し入れているところであります。これは静岡県知事と共に私も中心的な役割を果たしてメッセージをつくったところです。

しっかりと国民に情報発信をするのは必要であるというのは議員御指摘のとおりでありまして、これからも国に対して適時適切に知事会などで議論し、働きかけていきたいと思っております。

県としても組織をつくっています。人材確保・外国人政策調整課というのを組織替えしてつくっておりますし、また、みえ地域日本語教育支援センターを設けるというのは先ほど部長が答弁したとおりであります。

これは決して終わりのない議論だと思います。もう一度申し上げますが、大事なのは冷静で論理的な議論。そして、我々はこの日本国を維持するという理想を追い求める必要があると思っています。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 答弁ありがとうございます。知事の考え、よく分かりました。

移民政策は取っていないということで、昨日高市総理もそういうようなお話をされておりました。

そもそも移民の定義が何なのか、日本と国際的なものも違うと思います。ですが、肌感として、国の政治が外国人を今、大量に受け入れている現実。そしてそこに私たち日本人の血税が投入されている。これは移民政策と言っているのではないかと私は思っております。

冷静かつ論理的な議論は確かに必要です。ですが、現場の声としても今、ルールを守ってくれない外国人の方々、そういったことで困っているんだという声も私はたくさん聞いております。一度ぜひ多文化共生推進を進めている皆さんで現場に行って、問題解決に取り組んでいただきたいと思っております。それが理想的な多文化共生社会を推進していくことにつながっていくと思っております。

今、理想と現実にごくギャップがあります。そこで悩んでいる方々もたくさんいらっしゃると思います。大きな団体に所属しておれば大きな声を出せるでしょう。ですが、一人ひとり悩んでいる方の声というのは本当に拾われておりません。私はそういった方々の声を受け止めて県政なり他方へ届けていきたいと思っております。

多文化共生の推進においては賛成、反対も含め様々な考えがあること、そもそも多文化共生推進が国策であることは重々承知しております。三重県多

文化共生推進計画が理想どおりに進めば共生社会の実現は可能かもしれません。

ですが、現実として、先ほども申しあげましたごみ問題や夜中の騒音など、外国人をめぐる様々な問題も起きております。その問題を解決できないうちは理想と現実のギャップは広がるばかりです。

そして一番の問題は、県民の多くが多文化共生が何なのかを知らない、反対をしている県民もいるということです。全ての県民が当事者であることを自覚し、県民の合意を踏まえて進めていくことが最重要だと考えております。

そもそもですが、外国人の受入れや日本語教育に国民の血税を使うなら、日本人の子どもや若者たちに希望を与えるような税金の使い方をしてほしい。政府は財源がないという割に、外国人政策の予算は出てくるのが本当に不思議です。

政府は税金を使って秩序ある共生社会の実現を目指している。これはやはり実質の移民政策だと私は思います。日本が今後、多国籍の移民国家としての道を歩んでいくのであれば、そのことについて国民への合意形成を取るべきです。たとえそれで反対の声が上がったとしても、排外主義、差別だとレッテル貼りをせず、県民の声をしっかりと聞いていただきたいです。もともとそこに住んでいる人たちが、これから先も安心・安全に暮らせる社会を守っていくことが重要です。それは昔から住んでいる外国人や、日本に来たのは最近だけルールを守って暮らしている外国人の方も含めてです。

そして、多文化共生を推進している方々にはぜひ外国人との共生社会は安心・安全であることや、日本の繁栄、日本の国民の幸せにつながるという根拠を示していただきたいですし、現在、外国人問題で困っている方々のところへ出向いていただき、理想の共生社会実現のため、問題解決へと動いていただきたいです。

再度申し上げますが、多文化共生推進は国が進めている政策であります。県政はそれに応じて施策を進めていることも重々承知ではございます。日本の在り方を大きく変える政策であることを県も認識していただきたい。高市

政権が様々な外国人政策を打ち出しておりますが、肝腎な総量制限をしようとしていない。外国人受入れ人数の制限、そして現場の苦労を考えるなら、受入れ自体を一旦ストップすること。家族帯同は不可にすることを国には強く要望していただくことをお願いし、次の質問へと移らせていただきます。

ちょっと時間がないので、質問を少し早く行きます。

続きまして、0-2歳児の子育て支援についてです。

子どもはまさに宝であり、私たちの未来そのものです。今でこそ日本の乳児死亡率は世界的に見ても極めて低い水準にあります。明治32年頃の乳児死亡率は15%を超えていました。先人たちの血のにじむような努力によって克服されてきたことを考えると、一つの命を授かり、無事に生まれてくること、それは決して当たり前ではなく、奇跡の連続です。

我が国には、お七夜、お宮参り、お食い初め、七五三と、子どもの健やかな成長の節目ごとには美しい文化が根づいております。時代が変わっても子どもの存在が周囲を笑顔にし、家族や地域社会に一体感をもたらす貴重な存在であるという事実が変わりはないと思います。

しかし、現実にも目を向ければ、育児はかわいいという言葉だけでは片づけられません。初めての経験、命を預かる重圧、一瞬たりとも目が離せない緊張感。親は戸惑い、慌てふためきながらも、言葉を持たない赤ちゃんと向き合い、共に泣き、共に笑い、親としても育てられていきます。

昔から幼少期における愛着形成の重要性については言われてきましたが、子どもが自分は愛されていると確信できる安心感は自己肯定感の土台となるのではないかと思います。私自身、小学生の子を持つ母として、今なお母親を求める子どもの姿に、親子の絆の重要性を日々痛感しております。とりわけ成長著しいゼロ歳から2歳の時期は、親子の絆を築く大切な期間であると考えており、できる限り子どもと向き合ってほしいと思います。

しかし、現実には厳しい状況です。日々の生活に追われ、心身ともに余裕を失えば、子どもの成長を素直に喜ぶことさえ困難になります。孤立感の中で自らを責める保護者の不安は子どもにも敏感に伝わります。

こうした家庭環境の深刻化や愛着形成の不足がいじめや自ら命を絶つといった悲しい事象の遠因となっている可能性も否定できないのではないのでしょうか。これは私自身が機能不全家族で育ちましたので、幼少期に安全地帯と呼べる場所があるかないかでその後の生きづらさに影響しているということは実感しております。かつては3世代同居などの形があり、地域全体で子どもを見守る仕組みがありました。しかし、核家族化が進んだ現代において、行政による支援は、もはや単なる補助ではなく家族を支える不可欠な命綱となっております。

ここで質問です。ゼロ歳から2歳という特に心身の負担が大きい時期の親が孤立せず、安心して子どもと向き合い、絆を育めるよう、どのような支援に取り組んでいるのかをお伺いします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それではお答えいたします。

乳幼児期に、自分は愛されている、守られているという愛着を形成することは、子どもの心の安定や健やかな成長に欠かせないものと考えております。子どもは怖くて不安になったときなどに、親などの身近な大人がその気持ちを受け止め、安心感を与えられる経験を繰り返すことで、安心の土台となる愛着を形成して、人や社会への信頼感を獲得していくため、親の存在はとても重要となっております。

一方で、こども家庭庁が令和6年度に実施した調査では、育児中の親の約6割が子育ての負担感を感じる、約3割が子育てにおける孤立感を感じると回答するなど、子どもの愛着を育むという点からも、育児に不安を抱えている親への支援が必要であると考えております。

こうした親に寄り添いサポートをするため、母子保健法では、県と市町が役割分担して取組を進めるとされており、市町が育児中の親を支援する事業を実施し、県は市町の体制整備や質の向上に向けた広域的な後方支援を担っております。

この役割分担の下、県としましては、令和7年3月に第3次健やか親子い

きいきプランみえを策定し、県内どの地域においても妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目なく必要な支援が受けられることを目指し、市町への助言、人材育成などの取組を行っております。

具体的には、育児の不安や悩みをSNSで相談できるマタニティ・子育てほっとラインを設置し、相談内容に応じまして速やかに市町と情報共有し、市町の保健師等が直接相談者にアプローチして不安や悩みを解消できるよう取り組んでおります。

また、市町では、出産後1年以内の母子を対象に、助産師等による心身のケアや育児サポートが受けられる産後ケア事業を実施して。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） いただいておりますが、そういったものを補完する妊産婦のほっとスポット事業というのを県で実施しまして、市町の後方支援をしております。

県としましては、今後も市町と連携しながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 答弁ありがとうございました。

産後の孤立しがちな母親への支援について、県の取組を確認できました。

ちょっと時間がございませんので再質問は飛ばさせていただきます。子ども・子育て、現代でいう多様な子育てにおいて、子どもが小さいうちは家で子どもと過ごしたいと思う御家庭もあれば、子どもを預けて働きたい家庭、本当は家で子どもと過ごしたいけど生活のために子どもを預け、働かざるを得ない家庭、様々な事情がある中で、その家庭に合った支援が行き届くことが理想だと考えております。

子どもを預ける支援は増えてまいりましたが、保育園に預けず自宅保育で育てている御家庭にもさらなる支援が広がることを要望いたします。代表質問の知事の答弁にもありましたが、子育てや介護はキャリアとしてみなすこと、これも現代に必要なことだと感じております。

最後、もう一つ質問を用意しておったんですが、ちょっとすみません、時間の関係でまとめて言わせていただきますので、また質問としては次回の先送りといえますか、延ばしたいと思います。すみません。

まとめとして、文化財の保存ですとか伝統の継承への支援についての質問をする予定でした。

三重県最北に位置します桑名は、江戸時代でいうところの東海道では三重県の玄関口、そして観光ゴールデンルートの玄関口でございます。桑名には文化財がたくさんありますので、それを観光につなげて三重県への集客につなげていきたいなという思いがあります。

そして、伝統文化の継承なんですけれど、これは少子・高齢化に伴い、様々な分野で深刻な問題となっております。懇意にしている宮大工も切実に訴えております。それは人手不足もありますが、社会全体が伝統技術を軽んじていることも大きいと捉えております。

例えば宮大工に、安価で仕上げるためにボルトを使うように要求されることもあるようです。その大工はプライドを持って仕事をされております。法隆寺は1000年もつように建てられていると熱心に話されていました。熱意を持った職人たちが生き生きと輝いて仕事ができる環境づくりも政治の役割だと考えております。

建築基準法の4号特例が昨年一部廃止され、これにより様々な弊害が起きているようです。建設業従事者の減少もこの一因があるのではと考えております。一人親方と呼ばれる方々が仕事しにくい状況となっているようです。法律になりますので国政が絡むこととなりますが、現状把握は大切な県議会議員の仕事だと思っておりますので、私自身も伝統文化や技術の継承に関わってまいりたいです。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

- 議長（服部富男） 暫時休憩いたします。
午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

- 議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。25番 藤根正典議員。

〔25番 藤根正典議員登壇・拍手〕

- 25番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。東紀州選挙区選出、会派新政みえの藤根正典です。一般質問初日の2番手として登壇をさせていただきました。

鼻炎が始まってしまいまして、お見苦しい、お聞き苦しいところがありましたら申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

実は去年も2月27日に登壇させていただきました、丸1年ぶりの一般質問ということになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点質問をさせていただきますが、まず1点目は南海トラフ地震にどう備えるのか？というところで質問をさせていただきたいと思ひます。

地震や津波などの自然災害は、時として、想像をはるかに超える力で襲ってきます。しかし、日頃から防災対策をしておくことで、被害を少しずつでも軽減することができます。

三重県は毎年、みえ地震・津波対策の日シンポジウムを開催しております。今年度も昨年12月7日に孤立地域対策をテーマに、熊野市で開催していただ

きました。

私は、去年の質問では大災害時の地域の孤立について取り上げさせていただいて質問をしましたが、今回の質問では当日のシンポジウムから課題となると考えられることを、孤立を中心に取り上げさせていただきました。南海トラフ地震にどう備えるか、これまでの取組状況を確認させていただきながら、今後の必要な取組の方向についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、減災対策としての徹底した耐震化対策について質問をさせていただきます。

市街地建築物法というのが1923年、大正12年の関東大震災を受けて翌1924年に改正されたというふうに聞いております。1950年、昭和25年には建築基準法が制定され、筋交い、耐震壁の規定が強化されました。いわゆる旧耐震と呼ばれる基準であります。

1981年、昭和56年には、1978年、昭和53年に起きた宮城県沖地震を契機に建築基準法が改正。基礎構造の鉄筋コンクリート造が規定され、木造軸組工法の壁量が2倍に強化されました。これ以降が新耐震と呼ばれております。

そして、1995年、平成7年の阪神・淡路大震災を受けて、2000年、平成12年に法が改正され、改正新耐震という状況になっております。建設時の地盤調査が義務化され、柱の接合部分の金物の設置義務化や壁の配置バランスの規定が導入されました。

こうやって見てくると、特にここ50年の大きな地震への対応といったようなところで法改正が進んで、耐震化が進んできたというふうによく分かるんですけども、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震では建物の倒壊により多くの犠牲者を出しました。特に1981年、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の住宅に被害が多く見られました。

今後の発生が予想される南海トラフ地震により大きな被害が想定される中、被害をできるだけ軽減する、命を守る第1段階は徹底した耐震化対策であり、喫緊の重要課題と言えます。

(パネルを示す) このグラフは三重県及び全国の耐震化率の推移を表しています。県土整備部に頂きまして、平成15年からのグラフになりますが、耐震化率は徐々に上がり、令和5年で全国の耐震化率は90%、三重県は89.1%となっています。三重県の耐震性のある建物は64万8100戸、耐震性のない建物は7万9200戸となっております。

この数字は国土交通省が各市町村に実施している住宅・土地統計調査から算出され、全国全ての市町村の耐震化の現状把握に資する資料ということになっております。耐震化率が89.1%ということ結構高いなと思ってしまいますけども、国の調査ということで、全国一律の基準としては意味があるのかなとは思っております。実際は各市町がしっかり具体的なところを調べていないとはっきりした数字は出てこない可能性もありますが、国の数字として89.1%という耐震化率になっています。高いという印象はあるんですが、それでも耐震性のない建物が令和5年で県内にまだ約8万戸あるという状況になっています。

公共施設としては、県が所有する建築物の耐震化率は平成28年度時点で100%、市町所有も99%、民間所有で義務づけの対象となっている建物は90.7%まで高まっていると聞いています。耐震性のない一般住宅の耐震化をどこまで高めることができるのが重要ですが、県では住宅の耐震化を促進するため、国と共に木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、そして耐震性のない空き家の除去に力を入れて取り組んでいただいております。

一般住宅の耐震化というのが一番大事なんですけども、ただ、高齢化と空き家の増加ということも相まって、計画どおりに進んでいるのかどうか非常に気になるころではあります。

そこで、住宅の耐震化対策について、補助事業が開始されてからこれまでの取組についてお伺いしたいと思います。

あわせて、取り組んでいただいている上での課題をどう認識しているのか、今年度までの実績と併せて評価もどう行っているのかということもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（上村 告）** 木造住宅の耐震化事業について御説明申し上げます。

本県では、議員からも御説明がございましたけれども、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、市町や国と連携しまして耐震化事業への補助を進めております。この事業は、平成14年度に住宅の無料耐震診断制度を創設以降、耐震補強設計や耐震補強工事等を対象に加えるなど、順次拡充を図ってまいりました。

その結果、令和7年12月末までの取組実績ですが、耐震診断が5万6364戸、耐震補強設計が3078戸、耐震補強工事が3027戸となっております。

これらの取組等により、国の統計調査に基づく令和5年度末の居住世帯、実際に住まわれている住宅の耐震化率ですけれども、議員からも御説明がございましたように、県推計値で89.1%でありまして、三重県建築物耐震改修促進計画において定めまして令和7年度末の目標値89%を2年前倒しで達成することとなっております。

一方で、これについても議員から御説明がございましたが、耐震性のない住宅については約7万9000戸あると推計されておまして、さらに県南部をはじめとする高齢化率の高い地域では、住宅耐震化率が相対的に低い傾向があるということも分かっております。

南海トラフ地震等の大規模地震から生命、財産を守るためには、住宅の耐震性の確保が必要となりますが、やはり耐震補強工事における個人の費用負担が課題というふうに認識しております。

こうした課題や能登半島地震を踏まえまして、令和6年度6月補正予算におきまして、耐震補強工事への県補助額を25万円から倍増の50万円に引き上げるなど、制度の拡充を行ってまいりました。

その結果、耐震補強工事の実績は、能登半島地震発災前の令和5年度の37戸に対して、今年度12月末までの8か月間で約3倍の122戸と大幅に増加しております。

また、耐震補強工事費用の負担軽減を図るために、精密診断法による耐震補強設計や低コスト工法の導入を促進した結果、耐震補強工事費用の中央値は、令和5年度の約320万円から、令和6年度には約270万円と低減することができ、これを工事費とした場合に県の補助額を考慮いたしますと、国、県、市町の負担が157万5000円、個人負担が112万5000円となっております。

今後も住宅耐震化の一層の促進に向け、耐震化事業を安定的かつ確実に継続できるように、国への予算要望をはじめ、必要な予算の確保に努めるとともに、執行については市町が中心となりますので、確実な執行に向けて市町支援に努めていきたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきましてありがとうございます。

国と共に、県、市町がしっかり補助していただきながら取り組んでいるところで、地域性も考慮する必要があるというお話もございまして、やはり古い住宅の多い地域もあるんだろうなというふうには思っております。

さらには、耐震診断は自己負担なしですけれども、耐震設計、それから耐震補強にしても自己負担額が減るような方向でのお取組を、令和6年6月、あるいは令和7年というところからしっかり始めていただいているというふうなお話で、能登半島地震の振り返りも受けながらやっていきたいというお話でしたが、これからさらなる耐震化をまだ進めていかないといけないと思っています。今後どうやって取組を進めていくのか、補助金額は増やしました。今後のその工夫といいますか、そういったところをお答えいただけたらと思います。

○県土整備部理事（上村 告） 現在、県内の住宅や建築物の耐震化に向けた目標や施策を定めます三重県建築物耐震改修促進計画の改定作業を進めているところです。

次期計画におきましては、第1次国土強靱化実施中期計画等を参考にしまして、令和12年度末の住宅耐震化率の目標値を95%とし、取組を進めていきたいと考えております。

その達成に向けましては、耐震補強工事に加えまして、耐震性のある住宅への建て替えや住み替えを促進することにもつながる取組も重要であると考えております。

例えば本県の耐震性のない空き家の解体補助件数ですけれども、年々増加しておりまして、今年度は12月末時点で859戸と、耐震補強工事の7倍以上となっております。

旧耐震基準で建てられた住宅については、建築後44年以上が経過しているために、建て替え等のための解体を選択される県民が増加しつつあることが背景にあると考えております。

こうしたことから、今定例会議におきまして、耐震性のない木造住宅の空き家解体費用に対する県の補助上限額を現行の5万1750円から10万円に引き上げまして、市町、国と合わせた補助額を40万円とする令和8年度当初予算を提出しているところでございます。

引き続き、新たな三重県建築物耐震改修促進計画に基づきまして、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震から県民の生命、財産を守るために、国の施策動向や他県の事例を参考に、補助事業の実施主体である市町と緊密に連携しながら、住宅耐震化のさらなる推進に取り組んでいきたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） ありがとうございます。

空き家除去の取組というところでもしっかりと859戸の除去を進めていただいていると。新たに補助額を増やして、令和12年度には95%の耐震化率を目指す計画で進めていただいているということでした。

自分の命を守る、その基本になるわけなんですけども、あわせて、家具や電化製品の転倒防止対策というのも各市町で取り組んでいただいていると思います。こちらの対策も引き続き市町と、状況を確認しながら進めていただけたらと思いますし、そして、各市町も設定いただいている住宅の耐震化対策の目標年度が、多くの市町が令和7年度末というふうにも聞いておりま

すので、その結果も共有していただいて、引き続きの木造住宅の耐震化を進めていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の液状化などに備えるまちづくりについてお聞きしたいと思います。

地震のたびに液状化による建物やマンホールなどの地中埋設物の被害が出ています。

輪島市ではビルが横倒しになった映像が何度も放送されましたけども、残念ながらお二人の方が犠牲になられたということですが、震度7の激しい揺れで旧耐震基準の基礎ぐいが破断したこと、併せて液状化による地盤の崩壊、地盤の沈下という複合的な条件が重なったという調査報告も聞かせていただきました。

南海トラフ地震が発生した際、県内の多くの沿岸部で液状化が懸念されます。

国においては宅地液状化防止事業というのを用意していただいているという説明もいただきましたが、実施主体となる基礎自治体の負担が非常に大きいこととか、住宅等所有者の個人負担も生じることから、活用事例がなかなかないというお話もいただきました。

そういったところで、県としては事前復興まちづくり計画の策定を進めていけないかと考えていると伺っています。

事前復興まちづくり計画は、災害発生後のまちづくり計画をあらかじめ発災前から検討しておき、まちづくりの目標や土地利用の実施方針、その場合の課題、解決策まで取りまとめておくものです。

まちづくり計画は各市町が検討し、策定することとなっています。しかし、なかなか進んでいない現状もあるということで、お伺ひしたいのは、南海トラフ地震への事前の対策について、市町に対してどのような支援をしていくのか。

そして、県民の生活上、発災後の安全・安心を担保する重要な施設についてはやっぱり液状化対策も必要ではないかというふうに思うんですが、その

辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。お願ひしませう。

〔上村 告 県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（上村 告）** 南海トラフ地震などの大規模地震への対応としまして、議員から御紹介いただきました宅地と公共施設との一体的な液状化対策を推進する国の事業でございますけれども、発災前の対策としましては、相応の効果はあると考えております。ただ、やはり各自治体の大きな費用負担と地域住民の合意形成等を考慮しますと、なかなか早期の実現は難しいのではないかとこのうふうにも考えております。

これら国の制度等については、引き続き関係市町にはしっかりと情報提供など、また必要な支援についてはしていきたくて考えておりますけれども、議員からも御紹介いただきました、大規模地震については地域の液状化対策や堤防整備などのハード整備だけではやはり完全には防げませんので、様々なソフト対策も一体的に進めていく必要があると考えております。

ソフト対策としまして、災害に強いまちづくりの実現を目指すための計画づくりや迅速な復旧を進めるための事前準備などを併せて行う必要がございます。

まず、災害に強く持続可能なまちづくりに向けましては、都市機能や居住地等を誘導しまして、発災時の被害軽減を図るための立地適正化計画の策定が重要でございます。

さらに、発災後の迅速な復興に向けては、平時から復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針等を取りまとめた事前復興まちづくり計画を策定することも重要であり、第1次国土強靱化実施中期計画においても、この計画策定完了率が目標設定されております。

立地適正化計画におきましては、都市計画区域を有する県内25市町のうち、現在9市町が策定済みで、加えて9市町が策定予定となっております、少しずつ進捗をしております。

一方、事前復興まちづくり計画については、やはり人員体制であるとか専門的知識を持つ者がいないなどの課題から、現時点では策定した県内市町は

ございません。

このため県では、三重県・三重大学みえ防災・減災センターと協働しまして、市町職員が発災後の復興手順や被害想定を踏まえた復興まちづくりの検討を通じて、復興事前準備の重要性を学ぶ研修等を実施しております。

今年度は、市町の抱える具体的な課題を整理するとともに、計画策定に向けた機運醸成のため、事前復興まちづくり計画の先行事例や岩手県の災害復興現地視察結果、また、市町の課題解決に対する支援方策を共有するなどの勉強会を開催いたしました。

こうした取組を進める中で、現在、県内2市において計画策定の意向が示されているところでございます。

今後は、計画策定を進める2市に対しまして、着実かつ速やかに事前復興まちづくり計画が策定できるように課題を共有しまして、時には一緒になって検討を進めるなど、伴走型の支援を行っていききたいと考えております。

さらに、他の県内市町におきましては、現在策定中の南海トラフ地震の新たな被害想定等を踏まえまして、計画策定に向けての第一歩を踏み出せるよう、引き続き市町職員向けの勉強会を開催するなど、事前復興準備の重要性が認識されるよう引き続き働きかけていきたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。

市町への支援という部分では、今の地震の被害想定の変更と併せてという部分もありますし、各市町も取組を始めていただいているということですので、復興に向けた体制や手順、役割分担を事前に整理しておくことは大事なかなというふうに思いますので、しっかりと市町とも連携しながらやっていただきたいと思います。

ただ、市町のほうも実際の防災対策としてやるメニューが多いというのも事実ですので、やはり県のサポートは重要ではないかなというふうに思っています。

繰り返しですが、やはり液状化の可能性が考えられる場所に立つ県有

施設や市役所、役場や、あるいは公立病院、避難施設については、防災上重要な施設ですので、確かにそこだけ液状化対策というのは難しいのかも分かりませんが、優先順位を考慮しながらも何らかの対策をしないと、建物は残っているけども、傾くとか、あるいはそこへ行くための周りが陥没やら液状化で行けないというような状況が想定されますので、いざ発災時に利活用に支障が起きないような想定というのは十分考えていただきたいと思います。

次に移ります。

孤立対策について伺います。

このことは去年の質問でも取り上げさせていただきました。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が60%から90%程度以上に引き上げられました。発生への切迫感が高まる中、孤立地域の課題への対処を加速させていかなければならないという認識の下、今年度、県は孤立地域対策強化事業に取り組んでいただいております。

主な取組は2点。孤立地域の実態調査、そしてモデル地区でのドローンを活用した物資輸送の実証調査となっています。

そこでお伺いしたいんですが、今年度実施された孤立地域対策強化事業において、災害時の住民、地域の孤立対策について、事業実施の結果をどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

その上で、今年度の事業が来年度以降はどのように発展、展開されていくのか。「みえ元気プラン」取組概要では、孤立地域という言葉は引き続き何か所も出していただいておりますし、通信手段の断絶や物資の不足への対応、ドローンを活用した物資輸送などについても記述をいただいております。

また、シンポジウムを孤立地域対策として、孤立の心配のある熊野市で開催していただいたということも併せて、災害による地域の孤立、孤立地域での避難生活などについては引き続き重要であると認識していただいていると思っております。

二つ目として、来年度からの孤立対策をどのように進めていこうと考えていらっしゃるのか、課題があるとすれば、地元市町との連携、協力を含めて

どのように取り組む必要があると考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

2点お願いします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） それでは、孤立対策の現状の取組と今後の対応について御答弁いたします。

孤立地域が発生した場合、まずは現地の状況を把握することが重要なことから、今年度、現在県が把握している孤立のおそれがある地域202か所につきまして電話回線以外の通信手段があるかどうかとか、非常用発電機の確保状況に関する実態調査を行いました。

調査結果ですけれども、通信手段は全体の93%、非常用発電機は84%が集落内に確保されていることが分かりました。残りの地域につきましても、近隣から徒歩で運搬が可能との回答が市町からは得られておりますけれども、確実に確保できるよう市町に対策を促してまいりたいと考えております。

また、孤立状態が長引く場合に備えまして、地域の防災対策を強化することも重要でございますから、令和7年度に創設したいのちを守る防災・減災総合補助金の中で孤立地域対策枠というのを設けまして、市町の取組を支援しているところでございます。

この補助金によりまして、まずは水や食料、携帯トイレなどの備蓄のほか、通信手段を確保するためのスターリンクや沿岸部の住民を救助するためのボート、ヘリコプターが臨時的に離着陸する際に使用する可搬式夜間照明機器などの整備が進められているところでございます。

補助金以外にも、先ほど御紹介がございましたように、ドローンを活用した孤立地域への物資輸送が市町において実施できるようにするために、本年度、県内2市町において実証調査を実施しておりまして、年度内にドローンを活用した災害時物資輸送ガイドラインとして取りまとめ、来年度は市町に対してこの勉強会を開催したいと考えているところです。

現在、県が策定している新たな南海トラフ地震被害想定では、孤立のおそ

れのある地域を精査しております。新たに該当となった地域がある場合は改めて実態把握をしてみたいと考えております。

また、令和8年度のいのちを守る防災・減災総合補助金では、先ほど申し上げた孤立地域対策枠につきましては前年度と同額の予算を計上しております。

引き続き、孤立のおそれがある地域にお住まいの方が安心して暮らせるように、市町と共に防災対策に取り組んでみたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

今年度実施していただいている事業で202か所の孤立が想定される地域について調査をいただいたと。その結果、電源であったりといったようなことも含めて、一定程度、かなりの部分がまあまあ準備もしていただいている状況であると。93%、あるいは84%という数字も出していただきましたけども、そういった状況がある中で、今年度も事業の振り分けはしてありますけども、孤立地域対策枠といったようなところで引き続き孤立対策については取り組んでいただけるというお話でございました。

ドローンの実証調査につきましても、その結果を受けてガイドラインをしっかりとつくって対応していただけるということでしたので、本当に三重県南部地域は、伊勢志摩もそうだと思いますけども、やはり孤立が想定される地域というのが多いです。やっぱり202か所というのは海岸部が多いかなとは思いますが、山間部もそうですが、そういったところをしっかりと市町でも準備していただいている状況はあるのかなというふうに思いますけども、この孤立という部分には住民の方の不安感が付きまといますので、引き続きそこは市町と共に孤立対策を進めていただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

12月7日のシンポジウムで輪島市の白米千枚田愛耕会の方がお二人、御夫婦でお見えになって、当時の孤立の体験をお話いただきました。

白米千枚田は海から斜面に一気に棚田が立ち上がっている景勝地でありま

すので、1月1日の発災時も、白米地区は21名の方が住んでいらっしゃるということですが、千枚田の道の駅のところに約80名の観光客の方がいらして、共に被災した、孤立したというお話を聞かせていただきました。骨折された方や、赤ちゃん、そして妊娠されている方、持病を持っている方も当然いました。水、電気はない。携帯の電波もほとんどつながらない。そんな中で、観光客の方たちと協力して、水、食料の確保、あるいは炊き出し、トイレ使用の約束事といったようなところにも取り組まれたと。発災から5日目、観光客の方はようやくヘリコプターで金沢へ避難。そして発災から11日目に、地元に残ることを選択された方もいらっしゃるようですが、多くの住民の皆さんも手荷物一つ持って金沢市へ避難したといったような体験を語っていただきました。本当に大変な体験だったんだろうなというふうに思いました。

孤立時に必要なものとしては、やっぱり水、食料、そしてコンロとプロパンガス、あるいはカセットコンロ、発電機、ガソリン、灯油、そして携帯充電器というものが挙げられるということでしたが、本当にそういったものをふだんから準備することの大切さを改めて感じました。

今、白米千枚田は1004枚あるそうなんですけども、そのうち2年間で約250枚作付できるまで復活したと。この間にも恐らく増えているんじゃないかなとは思いますが、その支援するボランティアの中には、地震のときに道の駅で被災した、共に孤立を乗り切った若者たちのグループもいるとお伺いしました。初めての本当に厳しい状況の中で、区長の白尾さんのリーダーシップと、全員が何とかまとまってやっていかなあかん、やり切らなあかん、協力して活動できた、本当に大変な中にも貴重ですばらしい体験ではなかったのかなというふうに思っています。

三重県においても外国にルーツを持つ多くの方たちが共に御近所で日々暮らしていらっしゃいます。また、外国人を含めた多くの観光客が三重県を訪れてくれます。さらには、やっぱり赤ちゃんや妊婦の方、持病のある方、障がいのある方、高齢の方など、多くの人と共に災害による孤立を経験するこ

とが想定されます。避難生活も同様です。

国籍や障がいの有無、年齢に関係なく同じ被災者として避難生活を進め、共に活動していくために、三重県の防災対策としてどのように取り組んでいく必要があるのかお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策部長（田中誠徳） 昨年12月のみえ地震・津波対策の日シンポジウムで、私も参加させていただきましたけれども、講演いただいた御夫婦の被災体験では、地元住民と観光客との避難生活において様々な意見をまとめるリーダーの存在がすごい大事だというお話だったんですね。観光客も含めた避難者間の協力が重要だったと、そういうお話をいただきました。救助・救援活動が届くまでの間、自助・共助を担う自主防災組織や地域の防災人材の重要性を改めて認識したところでございます。

一たび大きな災害が起きますと、日常とは全く異なる条件下で避難生活を送ることになり、避難者それぞれの実情を考慮した対応や支援が必要となってまいります。

このため、県が昨年3月に改定いたしました三重県避難所運営マニュアル策定指針では、避難所運営に携わる自主防災組織のリーダーなどに対しまして、避難者の意見が運営に反映されるよう、避難所の運営を自主的に協議し、方針や実施方法を決定する組織である避難所運営委員会に配慮が必要な当事者の参画を求めているところです。

また、快適な避難所の生活環境を創出するため、高齢者や障がい者、外国人などへの対応に関するチェックリストというのを新たに盛り込みまして、市町を個別に訪問して説明してまいりました。このチェックリストでは、例えば外国語による避難所内情報の提供を検討することなど、実施すべきと想定されることを示しております。

また、マニュアルに沿った対応だけではなくて、避難者の声に耳を傾け、配慮を行う意識を持っていただくことが重要と考えておりますので、県が開催する自主防災組織リーダー研修では、当事者視点に立った配慮などの気づきを得てもらうために、参加者が意見交換を行うワークショップ形式の内容

としておるところです。

このほかにも、県の防災技術指導員を地域に派遣し、防災訓練などで良好な避難生活に関する助言を行っているところです。

引き続き、市町や地域の取組を支援することで、災害が発生しても安心して避難生活が送れるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） ありがとうございます。

条例で定めていただいています、障がい者であっても、それから外国人であっても差別せずに、同じ環境の中で避難生活を送る、そういったことを可能にするのは、先ほども話題になっていましたがやはり多文化共生であり、あるいは障がい者も含めての三重県の在り方といいますか、そういったところが大事になってくるのかなというふうに思っています。

やはり大変な状況があると思います。恐らく孤立であっても、地震が起きたときの避難状況であっても、大変な状況が想定されますが、その中でも事前に委員会なりなんりのところで準備しておく。やはりリーダーシップなりが発揮されやすいような、そういったところを準備しておくことが非常に大事かなというふうに聞かせていただきました。

最後に伺いたいんですが、孤立といっても、今準備していただいている一つの集落であったり、近隣集落の孤立にどう対応していくのかということもあろうかと思いますが、もっと大きな範囲での断絶というのも想定されてくると思います。例えば東紀州といった広域な範囲で道路、情報等が遮断されるという可能性もあるんじゃないかなと思うんですが、例えば矢ノ川峠以南など大きなエリアが孤立する事態となった場合、地域住民の命を守るための支援活動、そういったものをどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

○防災対策部長（田中誠徳） 矢ノ川峠以南が孤立した場合の支援活動について御答弁いたします。

南海トラフ地震が発生した場合、東紀州地域の国道42号は、津波による浸

水被害を受けることに加えまして、熊野尾鷲道路にも橋梁段差等の被害が生じることも考えられますし、矢ノ川峠以南への陸上アクセスが途絶する可能性がございます。

そのため、県では三重県道路啓開計画に基づきまして、熊野尾鷲道路を優先度が最も高いSTEP 1に位置づけて、発災からおおむね1日で啓開する目標としております。

また、熊野市から奈良県方面につながる国道311号などを山側道路啓開ルートとして令和7年6月に新たに位置づけ、県外からの応援ルートを確保するようにしております。

しかしながら、道路啓開作業というのは時間を要しますので、啓開作業が完了するまでの間、まずは情報孤立の解消と人命救助活動に取り組みまして、続けて物資輸送を目的とした支援活動を空や海から行うこととなります。

空からの支援活動でございますけれども、県防災航空隊のほか、県警本部、自衛隊、そして海上保安庁のヘリコプターが、孤立地域の情報収集や要救助者の救助、傷病者の搬送、物資の輸送を行います。また、通信手段や医薬品などの緊急性の高い物資につきましては、先ほども申し上げたドローンなどを用いた輸送も行うこととしております。

海からの支援活動でございますけれども、海上保安庁や海上自衛隊、そして民間船舶によって、救助部隊や物資の輸送などの支援活動が行われます。ただし、津波などによりまして海面の浮遊物や海底の沈降物が生じた場合、船舶が沿岸部に近づくことができません。その対策といたしまして、岸壁の点検であるとか航路の深さの測量、浮遊物や沈降物の除去といった航路啓開に関する一連の活動の訓練を、関係機関が連携いたしまして、2月15日に四日市で開催したところでございます。

このように、孤立地域への支援活動は様々な関係機関との連携が不可欠で、県として重要な課題と認識しております。2月18日に開催いたしました自衛隊等との連絡会議でも意見交換を行ったところでございますし、また、2月5日に行いました三重県総合図上訓練では、孤立地域の発生を想定した上で

関係機関と連携した支援活動に注力した訓練を実施いたしました。ここ数年継続して行っているものでございますけれども、3月8日に予定している三重県・いなべ市・木曾岬町総合防災訓練でも引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後も訓練等を通して、関係機関と連携しながら、孤立地域への支援能力向上を図ってまいりたいと考えております。

[25番 藤根正典議員登壇]

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。

矢ノ川峠以南という場合、実際に紀伊半島大水深時には三重県側から入れなかったという状況がありましたので、和歌山県側から自衛隊に入っていたとか、物資輸送をしていただいたということが実際にありましたので、今お答えいただきましたけども、国、自衛隊、そして海上保安庁等々の船も活用した支援の在り方、それは尾鷲・紀北地域で孤立したときも同様であろうというふうに思っています。高速道路や国道42号、260号をできるだけ早期に復旧するとか、尾鷲港、長島港の活用といったようないろいろなところも想定していかなければならんのじゃないかなと思っています。引き続き、十分に想定をした上で体制の確立に努めていただきたいというふうに思います。

四つ目、津波対策について伺いたいと思います。

東日本大震災での津波は忘れることができません。本当に大変な津波の被害が出ました。2年前の能登半島地震でも、半島沖の断層で起きた地震により津波が発生しています。まず命を守ること、何があっても津波から逃げるということで、三陸地方では津波てんでんこという言葉が再確認され、岩手県のホームページにも、津波が来たら、いち早く各自てんでんばらばらに高台へ逃げろという表現があるというふうに聞いています。

釜石の奇跡もございましたけども、やはり、命を守るために逃げる自助。そして、その逃げる行為をサポートするための共助、互助であり、ソフト・ハード面でより強力に支援するのが公助であるというふうに思っています。

国による地域の防災・減災力強化、県としても海岸堤防の整備、老朽化対策の推進などに取り組んでいただいています。また、いのちを守る防災・減災総合補助金など、各市町の一時避難所施設としての津波避難タワーの建設を支援し、かなりの数ができてきているとも聞いておりますし、併せて避難路の整備についても案内板や夜間避難に必要な照明、手すり、路面の整備なども進めていただいていると聞いております。

三重大学の川口准教授の協力も得て、住民一人ひとりが津波避難計画を作成するためのMyまっぷラン、そして、それを進化させたMyまっぷラン+のお取組もしていただきながら、地域全体の避難計画づくりへとつなげていただいているということです。

そこで、一見知事就任以来、県が関わった避難施設の整備状況、そして避難経路等の整備状況をお聞かせいただきたいのと、併せてMyまっぷラン、Myまっぷラン+による避難計画の取組状況、そして、地域の避難についてどういった課題があって、今後どういうふうに進めていこうとしているのか、そこもお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） これまでの津波対策と今後の対応について御答弁いたします。

津波から身を守るためには、当然のことですけれども、揺れを感じたり津波警報などに気づいたら、いち早く安全な場所へ避難することが何よりも重要でございます。

県では、すぐに海岸から離れ高台へ避難することや川から離れて避難するといった避難方法、現在地から避難場所までの道順を案内できる県公式アプリ、みえ防災ナビなどにつきまして、地域での防災講話や県が行う防災イベントで繰り返し啓発しているところでございます。

また、津波の到達までに時間的猶予がない地域におきましては、津波避難タワーの建設を促進するため、令和5年度に市町への補助制度を創設したところです。これまでに市町が必要と考えている18基のうち6基が完成し、残

りについても順次整備を支援してまいります。

また、避難路や誘導灯の整備につきましても、令和5年度から6市町43地区で支援しております。

さらに、地域の災害リスクを日頃から把握し、発災時に適切に避難していただくために、県では一人ひとりが地図を使って避難経路を明確にし、これを集約して地域全体で津波避難計画を作成するMyまっぷランの取組を進めており、これまで14市町72地区で行われているところです。

このほかにも、県の防災技術指導員が地域に赴き、安全な場所へ避難する際に注意することや、支援が必要な方の搬送方法などについての助言を行っております。

また、いのちを守る防災・減災総合補助金では、市町が行う津波避難に関する計画づくりに対しても財政支援を行っており、例えば紀宝町では地震・津波に関する地区タイムラインの策定に取り組まれているところです。

県が策定している新たな南海トラフ地震被害想定の結果によりまして、市町では津波対策の見直しが進められるものと考えております。このため、市町が行う地域の実情に応じた施設整備などの取組に対して、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、地域ぐるみの津波避難に関する計画づくりや夜間など様々な状況を想定した訓練についても実施を支援し、津波から一人でも多くの命が救えるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

避難タワーについても知事就任以来順次進めていただいている、6基というお話もございました。避難路整備についても43地区での整備が進んできているということですので、引き続き整備をお願いしたいと思います。

紀宝町でも知事に来ていただいて、円卓対話の中で実際の避難タワーも御見学いただいた。それ以外にも今建設していただいているところもありますし、引き続き市町の要望等、それから地区での取組、しっかりしていただい

ているところもありますので、そういう情報も共有いただきながら進めていただきたいと思いますし、市町によってまだ温度差が少しあるのかなというところも感じていまして、避難訓練等の在り方も、ぜひ県もサポートいただきながら進めていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

残り12分になってまいりまして。実はこれ、（資料を示す）去年の11月29日に熊野市文化交流センターで「こどもたちの想いを聴こう！」という作文の発表会がありました。公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が主催者になって、地区の青少年育成市町民会議連絡協議会の皆さんが主催してやられています。中学生の子どもたちがふだんから思っていることをいろいろ各校1人ずつ発表していただくんです。

その中で、御浜町の中学生在が地震について作文を書いてくれました。その子のお母さんが石川県珠洲市の出身で、たまたま1月1日に珠洲市に帰省していたという状況で地震に遭ったというお話でした。

震度6強というのが本当に恐怖で、今でも何か物音、すごい音がしたり揺れた感覚があるとトラウマになってしまうというようなお話も聞かせていただいたり、たまたま車から降りたときに地震が発生したので、そのまま高台へ逃げたということでした。

ただ、ひいおばあちゃんは家で、転倒した家具の下に隙間があって奇跡的に助かったというところでしたが、その家はもう取り崩されて今はないというようなところで、本当に避難生活も含めて大変だったということが語られていましたけども、やはりその中で、先ほどの白米地区にも重なるんですが、避難された方たち、大人の方たちがしっかりと協力して子どもたちが不安にならないようにしよう、協力して取り組んでいこうという姿勢がすごく感じられたと。災害が起きたとき、人と人が協力して関わっていく、そういう姿勢を感じたということをお作文にまとめてくれました。今日は紹介をさせていただきました。

それでは、中山間地域のこれからをどう考えるのか？というところを質問

させていただこうと思います。

昨年12月13日に総合文化センターにおいて多面的機能の維持・発揮活動「第16回みえのつどい」、令和7年度獣害につよい三重づくりフォーラムが開催されました。

地域ぐるみで活動していらっしゃる、農地や農業用水路等の農業施設、農村資源、自然豊かな農村環境を良好に保つ取組、獣害対策の取組、各県内各地で頑張っていただいている方たちの表彰がありました。

私の地元からも熊野市の五郷環境をまもる会が農村環境部門で表彰を受けられました。

中山間地域では、地域ぐるみで一体となつての組織的な取組により集落が守られています。

一方で、農業の継続が非常に厳しい集落が増えているのも事実であります。棚田が多いことや、圃場1枚の面積が狭いなど、耕作条件が不利で、獣害被害もあり、生産意欲が減退することで、高齢化も併せて耕作放棄地が増えています。

集落の農業組織がしっかりとできている地域においても、この先5年、10年、15年と活動を継続していく中で、高齢化の進行とともに活動の難しさを感じる地域も出てくるのではないかなという想定もされます。

農村そのものの維持が困難になっていくということが考えられる中で、中山間地域に対するこれまでの県の取組はどうだったのか。その上で、現状、今後についてどのように捉えているのか。そして、今後の農業振興、集落組織の維持・活性化に向けてどのように取り組んでいくのか、お答えいただけたらと思います。お願いします。

〔枳屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枳屋典子） それでは、中山間地域の農業に対するこれまでの取組、それから今後の取組についてお答えいたします。

中山間地域は本県総面積の59%を占めておりまして、約4割の農業者が営農する地域でございます。食料の生産と安定供給のみならず、県土の保全、

豊かな農村環境の形成など、多面的機能の発揮においても重要な役割を担っております。

一方で、先ほど御紹介いただきました人口減少、高齢化に伴う担い手不足がより深刻なことから、急傾斜地、小区画農地が多いことなど、営農条件が不利な状況でございます。

このような中、県では市町、JA等関係団体と連携しまして、中山間地域の担い手不足に対応するため、地域の中心的な役割を担う人材の発掘や集落営農の仕組みづくりを進めるとともに、担い手がいない地域と周辺地域の担い手をマッチングする取組を進めています。

また、面積の小さい圃場の区画拡大や農業用水路の整備等を進めるほか、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用しまして、農地のり面の草刈りですとか水路の泥上げなど、地域の共同活動への支援、それから農業生産が不利な地域における生産活動への支援をしてきているところでございます。

今後についてでございますが、平たんな地域に比べて高齢化率が高い中山間地域ではこの先、都市部よりも顕著に人口減少の影響を受けて地域活力の低下が懸念されることから、農業の生産活動、それからそれを支える組織の維持継続を図っていくことが急務であるというふうに考えております。

このため、農業生産活動の継続に向けた支援としまして、将来の地域の担い手となることが期待される家族農業者の機械導入、集落営農組織の設立などの営農体制の構築、いわゆる農業支援サービス事業の取組地域の拡大など、生産体制の整備に取り組んでまいります。

また、農業の生産活動を支える組織への支援としまして、草刈り作業などの共同化など、複数の集落間でのネットワーク化、それから非農業者や企業など外部組織による共同活動への参画促進などにも取り組んでまいります。

さらに、農地保全活動などと併せまして、地域コミュニティの維持に取り組む広域活動組織である農村RMOの形成に向けた支援にも取り組んでまいります。

今後も市町、関係団体等と連携し、国の制度も有効に活用しながら、集落、それから地域の実情に沿った取組を進めることで、中山間地域の農業の継続に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。

県の中でも平野部はもちろん、やはり中山間地域、そこでの農業を継続していくというのは非常に大事だというふうに私は認識しています。中山間地域の山がちなところの農業というのもやはり地域、コミュニティーを維持するという上で大切だというふうに思っております。これまでも多面的機能の維持・強化であったり中山間地域総合整備事業といったようなところでハードも含めて取り組んでいただいております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

25日の青木議員の代表質問でも、担い手の経営規模の拡大、作業の効率化といったようなところで中山間地域の農地集約が必要であるというお話も出されておりました。

山間部周辺の圃場整備されていない地域ではほかの農業者に任せたくても作業はなかなか進んでいけないというようなところもあります。耕作条件が不利なところを中山間地域等直接支払制度で支援するというのも、実際の効率が悪くてなかなか難しいという現状があります。

（パネルを示す）これが私のふるさとです。私が今住んでおります紀宝町桐原というところで、2車線の県道を整備していただいております。残念ながらこの写真の中に私の家が入っておりませんが、山裾の斜面の棚田はもう既に耕作放棄が進んできて荒れてきています。しかし、見ていただいたら分かるように、整備された圃場は農業者がしっかりと米作りを行っています。ほかにも浅里地区もそうですし、熊野市でいえば飛鳥地区、五郷地区、神川地区なども圃場整備されているところはしっかりと耕作が続けられて、農業者が頑張っているという現状があります。

それに対して、（パネルを示す）これは御浜町の阪本地区というところで

す。山懐に抱かれた緩やかな南向きの斜面で棚田が広がっています。本当に農村の原風景とも言えるすばらしい景色なんですけども、農業者の方から、細かく小さくて効率のよくない水田の維持には限界があって、圃場整備があれば継続しやすいというお話も聞かせていただきます。

中山間地域の圃場整備について、今後の進め方、お考えをお聞かせください。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○農林水産部長（枡屋典子） 中山間地域の圃場整備につきましては、合意形成の働きかけを進めまして、地域の様々な状況に応じた圃場整備を推進しているところでございます。今後はさらに市町や関係機関と連携しまして、リモコン草刈り機の導入のための緩やかなり面の整備ですとか、地形を最大限に生かした圃場の区画拡大など、新たな取組も取り入れながら、きめ細かな整備に取り組んでまいりたいと考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

やっぱり地域地域に合わせたやり方というのを、取り組んでいただいているとは思いますが、引き続きお願いできたらと思います。

それぞれの土地を守り、農業を続け、農業を通じて集落の維持にも貢献している農業者への支援を引き続きよろしくお願ひしたいと思いますし、圃場整備を希望する地域については、その支援についても、御答弁にありましたように、やっぱり市町がしっかり実際の農業者と話し合った上で進めていただかなければならないというふうに思いますので、そこは農林水産部としてもしっかりサポートしていただきながら、地域の農業が続くように引き続きお願いできればと思っております。

時間が参りましたので、これで一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（服部富男） 暫時休憩いたします。
午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

- 副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。20番 山崎 博議員。

〔20番 山崎 博議員登壇・拍手〕

- 20番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。会派自由民主党、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして質問をさせていただきます。

さて、今日の発言通告書の内容を見ますと、中小企業と小規模企業への支援に関係すること、そしてまた、DX、働き方改革ということで、答弁を求め方は関係部長となっておりますけれども、雇用経済部長だけになっております。五つの質問に対して、雇用経済部長の松下部長に全部答えていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、1番目の物価高・原材料高に対する中小企業・小規模企業への支援についてというところでございます。

現在、我が国の経済は、国際情勢の不安定化や長期化する円安を背景とした未曾有の物価高騰という大きな課題に直面しております。この影響は、県民の家計を圧迫するだけにとどまらず、私たちの地域経済と雇用を根幹から支える中小企業・小規模企業の経営を、かつてないほど厳しい状況へと追い込んでいます。

エネルギー価格やあらゆる原材料価格の高止まりを続ける現状は、もはや一過性の現象ではありません。企業の自助努力だけでは乗り越えることの困難な、まさに構造的な危機といえます。地域経済と雇用を根幹から支える中小企業・小規模企業は、依然として出口の見えない厳しい経営環境に置かれています。

まず、企業が置かれている客観的な状況について、こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）経済産業省が実施する2025年9月時点の価格交渉促進月間フォローアップ調査によれば、企業のコスト転嫁率は53.5%となっております。コスト上昇分の約半分が価格転嫁できているものの、残りの半分は、価格転嫁できずに企業で吸収していることとなります。つまり、多くの企業が自社の利益を削り、内部留保を取り崩しながら事業を継続している実態を示しています。

企業の物価指数は、依然として高い水準で推移し、特にエネルギーコストの上昇は、業種を問わず、全ての企業の固定費を押し上げています。こうしたコストプッシュ型の収益悪化は、企業の体力を着実に奪い、新規投資や賃上げの原資を失わせ、経済全体の停滞を招くこととなります。

この課題に対処する根本的な解決策は、企業の生産性向上を目的とした設備投資により企業の収益力を強化することとされています。しかし、そもそも日々の運転資金に窮する企業にとって、生産性向上のための投資は非現実的と言わざるを得ません。経営体力の弱い中小企業・小規模企業は、収益力強化という明日のための投資に踏み出す前に今日の資金繰りに行き詰まり、倒産や廃業に追い込まれてしまう。この負のスパイラルを断ち切るための緊急的な支援が必要不可欠だと思います。

この危機的状況を乗り切るためには、中長期的な体質改善支援と並行し、企業の経営が持ち直すまでのより直接的かつ緊急の支援が必要不可欠となります。具体的には、事業活動に不可欠なエネルギーコストの一部を補填する直接支援や既存の融資制度における利子補給、信用保証料補助の充実などが考えられます。県当局としましても、これまで、電気代支援、ガス代支援等

の直接支援に加え、運転資金の利子補給などの金融支援により、企業支援に取り組んでいただいたことを承知しております。

そこで伺います。県がこれまで実施してきた物価高騰対策支援について、これまでの取組と、今後どのように取り組んでいくのかをお聞きします。よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、物価高等の影響を受ける企業に対する県の取組と今後の対応につきまして御答弁申し上げます。

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%で、もう既にいろんなところでこういったことを言っていますが、地域の雇用や経済を支える重要な存在でございます。

しかしながら、議員からも御紹介がありましたが、昨今のエネルギー・原材料価格の高騰等により、個々の企業の努力だけでは乗り越えることができない厳しい経営環境であるというふうに認識しておりまして、議員の話の中でもありましたが、止血とか輸血とかそういったことだと思っておりますが、差し当たって負担軽減措置でありますとか資金繰りへの支援が必要だというふうに考えております。

それで、これまでの取組ということでございますが、全ての事業者に通じます課題であるエネルギー価格の高騰に対しましては、令和5年10月以降、随時、事業者への負担軽減措置を行ってまいりました。具体的には、国による電気・ガス料金の支援の実施と連動いたしまして、国の支援対象外となっておりますLPガス、特別高圧電力の高騰分の一部を支援してきたところでございます。

また、資金繰り支援につきましては、原材料価格の高騰等の影響を受ける事業者に対しまして、当面必要な運転資金が確保できますよう、融資を受ける際に必要となる保証料や利子の負担軽減を行う県融資制度を運用しております。

特に緊急的な支援が求められる場合がございますが、例えば、コロナ禍に

おきましては融資枠の拡大を行ったほか、最近では、米国関税措置等の影響に対応するための融資枠を新設するなどの機動的な支援策を講じてきたところでございます。

もう一つ、融資のときだけではなくて、融資した後のことも大事でございまして、事業者が順調に返済を進め、事業を持続的に発展させられるよう、コーディネーターの配置をいたしまして、金融機関等と連携しながら、収益力の向上や財務改善の取組を伴走型でフォローしております。

依然として先行きが不透明な状況が続く中で、今後も、中小企業・小規模企業に対する緊急的な支援が必要となる場合にあっては、国の動向を注視しつつ、関係機関・団体とも連携を密にしながら、時期を逸することがないよう機動的な対応に努めてまいります。

[20番 山崎 博議員登壇]

○20番(山崎 博) 部長、ありがとうございます。国の交付金を活用し、しっかりと取り組んでいただいていることと、今後も時期を逸することなくしっかりと取り組んでいただけるということを認識させていただきました。

現在、長引く物価高は、ウクライナの情勢をはじめとする不安定な経済情勢や国家間の金利差による円安など、様々な要因が複雑に絡み合った状態であるため、いつまでこの傾向が続くかは経済の専門家でも予測が非常に難しい状況です。こういった不安定な状況でも、地域の中小企業・小規模企業は、生き残りをかけて、設備投資など、収益力の向上に取り組んでいます。

しかしながら、こういった前向きな取組の結果が現れるには、ある程度の時間がやはり必要となります。大規模な設備投資であれば、数年単位での時間が必要となります。技術や人材がそろっており、その能力を生かそうとしている企業が、経営体力が脆弱であるために事業を継続できず廃業することになれば、社会としても大きな損失です。経営が苦しいなら、取りあえず何でも支援するというものではありませんので、支援の必要性や支援方法をしっかり分析し、前向きに取り組む企業が不本意な廃業や倒産に追い込まれないよう、今後も時期を逸することなく必要な支援策を講じていただきます

よう、よろしく申し上げます。

続きまして、二つ目の質問に移ります。

中小企業・小規模企業の設備投資への支援についてでございます。

緊急的な支援に続きまして、先ほども述べたとおり、中小企業・小規模企業が、現在、本当に不透明な状況に直面している中、この厳しい経営環境の中であっても県内企業が継続的に成長し、地域経済の担い手として、その活力を維持・向上させていくためには、やっぱり各中小企業・小規模企業の稼ぐ力を強化しないとイケないと考えます。その稼ぐ力を強化するための有効な手段の一つが、生産性の向上や高付加価値化を実現するための積極的な設備投資であることは言うまでもありません。老朽化した機械を更新する、あるいはデジタル技術を導入して業務プロセスを刷新するといった取組は、単なるコスト削減にとどまらず、新たな価値を創造し、企業の競争力を抜本的に変える可能性を秘めています。

しかしながら、この設備投資は、時として企業の存続をも左右しかねない大きな経営判断となります。この重要な経営判断を行政がいかにか後押ししていくのか、支援していくのかについて伺いたいと思います。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）中小企業庁の資料によれば、設備投資を積極的に行った企業は、そうでない企業に比べて、労働生産性や売上高の伸び率が高い傾向にあることが示されています。これは、設備投資が単なる支出ではなく、企業の成長に向けた不可欠な投資であることを明示しています。

こちらの更新投資は、既存のある設備をバージョンアップさせる投資をしたという内容ですね。それが、パーセンテージとして上がっています。

次に、新規の投資を積極的に実施したという企業でございます。あとは、省力化投資ということで、これも、やっぱり設備投資をしたほうが伸びていくという傾向があります。

その一方で、設備投資は、やはり多額の資金が必要であり、特に自己資金に乏しい中小企業・小規模企業にとっては極めて高いハードルとなっている

のが実情です。数千万円、場合によっては数億円の高い投資は、事業規模の小さな企業にとってはハイリスク・ハイリターンを取組であり、経営者が決断をちゅうちょしてしまう大きな要因となっています。その一つとして、設備投資を行うと、設備に対する減価償却費が費用として発生してきます。資産として一遍に費用計上せず、耐用年数に応じて定額法や定率法で分割してその減価償却費用を計上していかなければなりません。設備投資をせっかく行っても、売上げに対する利益が設備投資費における減価償却費用を上回らなければ赤字経営となってしまう恐ろしさがあります。

さらに、昨今の金融情勢に目を向ければ、長期金利は上昇傾向にあり、今後、企業が金融機関から受ける融資の金利負担が増大していくことも懸念されます。設備投資のために多額の借入れを行ったものの、その後の金利負担が経営を圧迫するという最悪の事態を考えると、やはり慎重になるのは当たり前です。

国も、こうした状況に鑑み、中小企業経営強化税制などを通じて、認定を受けた事業計画に基づく設備投資に対し、即時償却や税額控除といったインセンティブを付与し、企業の投資意欲を喚起しています。実際に、この制度を活用して競争力を高めている企業も数多く存在します。でも、この企業の規模というのは地方の規模とは違って都心型で、大体100億円ぐらいの企業がこの税制を受けておるといような状況ですね。やっぱり地方では10億円前後か、もしそういう制度があると、ありがたいと思います。

一方で、税による優遇措置は、黒字経営で納税額が大きい企業にとって、非常に効果的ですが、赤字経営であつたり利益が出なかつたりする企業にとっては、その恩恵を十分に得ることはできません。

また、地方自治体が税制優遇制度として法人事業税等の地方税における減税措置を独自で行うには、やはり様々な制約があります。

よって、多くの企業にとって、より直接的で切実な支援となるのは、借入れに伴う金利負担を直接的に軽減する利子補給ではないでしょうか。企業の資金調達コストそのものを引き下げる利子補給であれば、県が主体的に、か

つ、柔軟に制度設計できる有効な支援策となり得ます。企業にとっても利子補給は、返済負担を平準化し、投資計画の見通しを立てやすくなります。金融機関にとっても、融資判断がしやすくなるという効果も出ます。

県内企業の持続的な成長を促し、ひいては県全体の経済を活性化させるためには、企業が将来への投資、すなわち、設備投資に果敢に挑戦できる環境を整備することが不可欠です。そのためには、投資に伴う資金調達コスト、とりわけ金利負担を軽減する支援策を本当にお願ひしたいと考えます。

そこで伺います。県では、企業の設備投資を促進するため、様々な金融支援事業を実施していると承知しておりますけれども、現在、どのような取組を実施しているのか、また、現在の事業効果と、そして、課題をどのように分析し、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、中小企業による設備投資に向けた金融支援の現状と今後の対応につきまして御答弁申し上げます。

中小企業・小規模企業が持続的に発展していくためには、議員のほうからも御紹介いただきましたが、企業自身の収益力、いわゆる稼ぐ力を強化していくことが不可欠であるというふうに思っており、生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化に向けまして、前向きな投資を促進することが重要であるというふうに考えております。

このため、県では、投資促進のための資金繰り支援や、新たな業態への転換に向けた補助事業の実施など、金融と真水の両面で取組を進めているところでございます。とりわけ設備投資につきましては、一時にまとまった資金が必要になるということから、県の中小企業融資制度を随時拡充してきまして、投資促進のための資金繰り支援に努めてきたところでございます。

例えば、令和6年度に設けました設備投資促進資金ですが、これにつきましては、融資期間を最長15年に設定しまして、より長期での借入を可能とするなど、事業者の月々の返済に対する負担を軽減しておりまして、令和7

年度、1月末現在でございますが、364件、32億6000万円と、当初の想定を上回る活用をしていただいているところでございます。実際に融資を受けた事業者から聞きますと、製造ラインの設備更新により生産能力が向上し、受注増加に対応できたといった声など、生産性向上や高付加価値化につながった事例が生じてきております。

ほかにも、がんばる小規模企業応援資金、これは昨年度に設けた資金でございますが、この応援資金でありますとか、創業・再挑戦アシスト資金などの制度も随時用意しまして、借入れの際に必要な利子や保証料に対して補助を行うことで、事業者の前向きな投資を促しているところでございます。

今後も、金融機関や信用保証協会等と連携いたしまして、中小企業・小規模企業の資金繰りをしっかりと支援するとともに、商工団体による伴走支援により補助金等の活用も促進するなど、適切な設備投資に向けた支援に取り組みまして、企業の稼ぐ力の強化に努めてまいります。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。企業の経営規模や希望に応じるために、様々な融資制度を実施していただいているということでした。

その中で、長期借入れの15年返済、それが364件と、ありがとうございます。本当に助かると思います。それぞれの事業に合わせた細かな対応を本当にしていただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、また引き続きどうぞよろしくをお願いします。

設備投資への金融支援は、やはり行政負担に比べ経済波及効果が大きいため、地域経済の活性化には非常に効果的な事業だと言わざるを得ません。また、補助事業は要綱で投資対象が限定されることが多いですけれども、金融支援だと事業者が必要とする設備に投資できるため、生産性向上に高い効果がやはり期待できます。

今後とも、事業者が設備投資をしようと思うような魅力的な融資制度を、これ以上さらにとというのはおこがましいですけれども、本当に、また時代に合わせて充実していただきますよう、よろしくをお願いします。

また、最近では、何度も話しておりますが、日本国債の金利上昇に連動して金融機関の長期金利も上昇傾向です。金利上昇により設備投資をちゅうちよする事業者も多いと思いますが、さらに、ここで、もう一度利子補給をもうちょっと拡大していただいて、ぜひ検討していただければ、設備投資を多くしていただける中小企業・小規模企業はいると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、三つ目の質問に移ります。

企業の生産性向上に効果が期待できる取組として、企業のDXの推進について質問をさせていただきたいと思います。

DXは、単なるITツールの導入にとどまらず、業務プロセスの抜本的な見直しや、新たな付加価値の創出を通じて企業の競争力を根底から強化する可能性を秘めています。また、人口減少や若者の都市部への流出などにより年々深刻さが増していく人材不足に対処する一つの手法として、企業のDXは、もはや選択肢ではなく、必須の課題となりつつあります。

まず、中小企業等におけるDXの現状と課題について、データに基づいてお話をさせていただきます。

この映写資料を御覧ください。（パネルを示す）中小企業庁が公表した2025年版中小企業白書・小規模企業白書によれば、業務のデジタル化について、紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態や、アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態と回答した企業の割合は、2024年のこの52.3%と12.5%を合わせますと約65%に及びます。企業のDX化が叫ばれて久しいですけれども、大体3分の2の企業がデジタル化に取り組んでいないか、取り組み途上という状態です。

DXに取り組めない理由として、やはり費用の負担が大きいの、そして、DXを推進する人材がないという理由が多く挙げられます。DXを導入するに当たり、企業にとって最大の課題は、この人材不足とされています。最新のデジタルツールを導入したとしても、それを使いこなさず、業務に定着させ、効果を発揮できる人材がいなければ、高額な投資も宝の持ち腐れとなりかね

ません。これは、経営資源の限られる中小企業にとって、看過できない深刻な問題です。

また、中小企業・小規模企業の経営者の中には、DXは大企業が取り組むものであって、自社には関係ないという思い、DXに全く興味を示さないというところもあります。これらの企業は、DXという言葉のイメージに圧倒され、導入の検討すらも行っていないのが実情です。

しかし、本来、DXとは大企業のためだけのものではありません。例えば、手作業で行っていた勤怠管理をクラウドサービスに切り替える、紙ベースの発注業務を電子化する、会計ソフトを導入して経理作業を効率化するなど、身近な業務のデジタル化も立派なDXの第一歩です。こうしたスモールスタートであっても従業員の負担軽減や業務効率化に直結し、その効果はやはりすぐに現れます。

県としても、中小企業・小規模企業のDXを推進するに当たり、この専門人材の不足とDXへの関心の薄さという二つの課題に取り組む必要があると考えます。

そこでお伺いします。県内の中小企業・小規模企業においてDXの導入を推進するに当たり、現在どのように取り組んでいるのか、また、次のレベルアップをさせるために、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、中小企業のDX推進の取組につきまして御答弁申し上げます。

少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少によりまして労働力不足が深刻化する中で、限られた人的資源で企業が事業を継続するためには、DXの推進やAIの活用を積極的に行い、業務の生産性向上と省力化を実現していくことが必要不可欠だというふうに考えております。

先ほど議員からも御紹介がありましたが、県が行ったアンケート調査の結果でも、企業がDXを推進する上で大きな課題として三つありまして、社内

人材の育成の難しさとか、デジタルに関する知識・リテラシーの不足、そして、経営者層のリーダーシップの必要性といった点が挙げられております。

こうした課題に対応するために、県では、経営者層や従業員向けのスキル研修や専門家による伴走型の支援等を実施してございます。

例えば、DXスキルの向上を目的としたオンライン研修では、基礎的な知識から実践的な活用まで学べる講座を提供いたしまして、過去5年間で約3600名の方々に受講していただいたところです。最近ですが、特にAIの最新技術に関する講座には多数の参加者がございまして、関心が非常に高まっているというふうに感じております。

また、伴走型支援では、デジタル技術の導入によりまして業務時間の短縮を目指す取組が行われるなど、着実な成果が現れつつあります。こうした事例は、成果報告会というものを実施いたしまして、そういった場など、あらゆる機会を通じまして横展開を図っているところでございます。

今後は、急速に進化し社会経済に大きな変革をもたらしつつあるAIの活用に力点を置きながら、スキルに応じた多様な研修や伴走型支援にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

特に、企業のDXを推進する上で、経営者層の理解とか、あるいは積極的な行動が欠かせないというふうに思っております。今後は、県の様々な取組の中で経営者層への働きかけをプッシュ型で行い、積極的に参画いただくことで、企業における生産性向上や省力化の一層の促進につなげてまいります。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。

DXの推進はやっぱり喫緊の課題であります。特に強調したいのは、実はこれまでDXに関心のなかった企業ほど、いざ導入しましたら生産性向上の効果が大きく現れるという点を、いろいろな企業で、今、聞いております。全くやらなかったところよりも、何かあまりDXが分からんのやけれども、ちょっとやり始めて、どうも毎月毎月データを取っていったら、1年の間にそのデータが集約されて、翌年は生産に対する効率化を、昨年の数値

と見合わせながら調整を図ったら、無駄なものを作らなくてよくなった、それによって売上高と利益が確保できた。単純なことですけれども、実はこういうことを数値化して、それをDX化していくことによって、社員の皆さんもそれを理解したり、そして、企業の経営者も当然ながらそこで喜んで雇用を守る、そしてまた、社員の皆さんに対する賃上げができるというような効果が生まれてくると思います。

また、半導体とかそのものが今は技術として見直されているところですが、新たに先ほど部長がおっしゃったAI講座に関心が非常にあったというところは、実はどんどんAIのほうが進化していっているような現状で、昨今の株価の状況も、半導体の企業がちょっと下落して、AIのほうが大きくなったというようなことも、現状で起きているんです。

そんなような状況ではございますけれども、このDXの推進を、やっぱり経営者に、うちでもできるかもしれない、少し話を聞いてみようという関心を持ってもらうきっかけを、あらゆる機会を通じて県のほうからさらに啓発していただけるとありがたいです。

また、そもそもDX導入によるメリットを知らない、全く検討すらしていない企業もやはり一定数いるというふうに思います。このような関心のない経営者でも、他社が導入して成果を上げている、これ、同業者は特に聞くと、思うんですよね。そういう成功事例を知ると、うちにも導入できないかなと関心を持つようになります。さっき言ったように顕著な数字を上げると、やっぱりDXは大事やなというふうに思うと思います。

そこで、そういう成功した、DXを推進した企業をDX推進モデル企業として表彰する制度を創設してはどうでしょうか。表彰を通じて成功事例を多くの企業に知ってもらうことで、他の企業がDXに関心を持つ絶好の機会となると思います。さらに、そのノウハウを水平展開していくことで、DXの推進を加速することができると思います。

こうした期待と、そして啓発活動、このようなことも雇用経済部の皆さんにお願いしまして、積極的に啓発活動を展開していただきたいと思います。

でも、やっぱり最終的には経営者の思い一つですので、経営者の思いを PUSH 型で DX に向けていくようお願いしたいと思います。

それでは、四つ目の質問に移ります。

中小企業・小規模企業における「多様な働き方」の推進についてでございます。

先ほども言いましたが、企業における人材不足の主な原因として、やはり人口減少と若者の県外流出が挙げられます。県内の多くの中小企業・小規模企業は、限られた人材をいかに確保し、定着してもらうか、多くの業種間、企業間で競い合っています。

このような状況下で企業が持続的に成長し、競争力を維持していくためには、限られた人材の能力を最大限に引き出すとともに、できるだけ多くの人に働いてもらい、活躍してもらう環境整備をすることが重要となります。

その鍵となるのは、テレワーク、フレックスタイム、短時間勤務など、労働者一人ひとりのライフステージや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の導入です。これは、単なる福利厚生の実施ではなく、生産性の向上、イノベーションの創出、そして、何よりも優秀な人材を引きつけるための経営戦略そのものと考えます。

会社は、働いていただく社員の労働条件を理解して、そして、就業できる環境の整備を行う。これは、やっぱり就業するときの経営者と社員のいろいろな話合いでございます。

まず、働き方改革をめぐる国の動向と県内企業が置かれた現状について確認します。

国においては、働き方改革関連法に基づき時間外労働の上限規制などが導入されてきましたが、現在、さらに議論が進んでいます。具体的には、従業員の健康を守るための連続勤務時間の制限や、休息時間を確保する勤務間インターバル制度の導入の努力義務化です。そして、兼業や副業を行う際の労働時間の通算管理の見直しなどです。これらは、従業員の健康を守るという守りの側面だけではなく、心身ともに充実した状態で働くことによる生産性

向上という攻めの効果も期待されるものとなっています。

また、国の労働局では、中小企業等を対象に両立支援等助成金事業を実施しております。これは、育児休業の取得促進や介護離職の防止、不妊治療との両立支援など、多様な働き方を推進するための職場環境を整備する事業主に対して金銭的に支援する制度です。

多分、中小企業・小規模企業の方は、国が直接的に支援をしているというのを、あまり知らないです。私もいろんな企業の経営者の方にそれを伝えるんですけども、知らんなという方が、やっぱり多いです。

多くの企業にとって、こうした国の法改正の動きや支援制度は、情報としてやっぱり届いていない。あるいは、知っていても自社でどう生かせばいいのか分からない。社会保険労務士の方とかに相談すれば進んでいくのではないかと思いますけれども、そういうのが現状ではないかと思います。やはり、企業における就業規則の、これは会社のルールブックです、賃金、労働時間、労働条件等の職場の規律が改定されなければ、やはり多様な働き方に移行できないと考えます。

例えば、会社を起業したときに、労働基準監督署に就業規則を届け出ます。大体10人以上の企業は、これを届け出て、就業規則は成り立って、新たに採用するときに、その説明をしたりするのに、必要なことです。

多様な働き方を推進する必要性を理解しても、それを導入することによる企業側のメリット、つまり、人材獲得競争における優位性の確保や、従業員の定着率向上による採用、教育コストの削減、従業員の満足度向上に伴う生産性の向上といった具体的な効果を多くの経営者が実感できないという課題があります。むしろ、制度が複雑でよく分からない、労務管理が煩雑になる、コストがかかる、とデメリットばかりが先行し、これらの制度を導入することをためらっているという企業も多いと思います。

この正しい情報の周知不足と経営者の関心が低いということが、多様な働き方を推進する上でやはり大きな障害となっています。この壁を取り払い、企業が前向きな一步を踏み出す後押しをすることこそ、県が果たすべき重要

な役割だと考えます。そのためには、国の制度や支援事業を案内するだけの情報提供にとどまらず、具体的なメリットを伝え、導入を促す能動的な働きかけが有効だと考えます。

そこで、お伺いします。県内企業等における多様な働き方の導入を推進するに当たり、どのような取組を行っているのか、また、現在の取組から見えてきた課題と、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願います。よろしくお願ひします。

[松下功一雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（松下功一） それでは、中小企業等における多様な働き方の促進に向けた取組につきまして御答弁申し上げます。

県が今年度実施いたしました三重県事業所アンケート調査におきまして、想定どおりの採用ができていないというふうに回答した企業は66.3%に上りまして、県内企業における人材確保は、依然として厳しいという状況が見られます。

また、若者目線ということで見ますと、別の民間企業の調査ですけれども、半数近くの学生が就職先の選択に柔軟な働き方ができることを重視する傾向が見てとれます。

労働力不足が深刻化する中で、人材確保・定着につなげるためには、若者の就業観や労働者の様々な事情に合わせて、多様な働き方ができる制度をより充実させるとともに、制度を活用できる環境を整えていくということが必要だと思っております。

そうしたことで、県では、働く人の様々な事情や価値観に応じた多様な働き方を広げるために、積極的に働き方を見直す企業等をみえの働き方改革推進企業としまして登録・表彰するとともに、中小企業等の取組を奨励金で後押ししてございます。さらに、自社で進めることが難しい企業に対しましては、専門家による個別支援を行っているところでございます。

こうした取組を行う中で、例えば、介護や建設業の事業者におきまして、育児短時間勤務制度の対象となる子どもの年齢の上限の拡大がされたという

ことで、従業員の離職防止につながっているような事例も出てきております。

みえの働き方改革推進企業の登録企業数は、年々増加しております。数字で申しますと、有効期限があるもので379社に登録してもらっていますし、令和7年度の新規登録につきましては過去最高の185社というような数字でございました。

ただ、全体の企業数から見るとまだまだ多くないという状況でございますので、より多くの企業が取り組むように促していく必要があると考えておりました。例えば、その推進企業登録制度に愛称をつけて、ちょっと親しみやすくするとか、あるいは、登録企業の優良事例をアピールするなど、制度を活用するメリットの周知を徹底的にやっていきたいと思っております。特に、多様な働き方の導入が人材確保・定着につながっているというような事例につきましては、県のセミナー等の中で、企業自身にも講演をしていただくとか、発信していただくことで、まだ取り組んでいない企業の経営者の関心を喚起しまして、働き方改革に取り組む企業の増加に努めてまいりたいと思っております。

先ほど議員からお話がありましたが、いろんな労務管理上の制度改革が多々ございます。そういったことも含めて、セミナー等でしっかりと周知をして、それに対応していくということも含めて、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。

再質問なんですけれども、外部的な機構の後押しということで、中小企業・小規模企業に対して支援をしていくということをお伝えいただきましたけれども、その外部的な後押しをするところというのは、どういうところでございますか。

○雇用経済部長（松下功一） どういう業種か、会社名かということで、先般のセミナーでも紹介させてもらったところなんですけれども、あんしん介護

株式会社というところとか、あるいは、角仙合同株式会社、セミナーにもちょっと出ていただいたりとかしていますが、そこでいろんな、短時間正社員制度とか、県の派遣した専門家に入っていて、そういった制度づくりをしているという事例がございます。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。

やはりいろいろと雇用経済部の皆さんも考えていただいて、中小企業・小規模企業の取組への支援にさらに踏み込んでいただいて、今、お聞かせいただいた外部機関の支援、ここがやっぱり大事だと思います。どうしても経営者は、自分の会社だけしか見れない。幾らいろんな会社の企業の社長と話をしても、自分の考えを貫いてしまうと、周りが見えないという現状に陥るケースがあります。やっぱり違う方面の方からの声を聞くことでそこを何とか気づかせるというのが経営者にとっては一番大事ですので、本当にこれからも啓発活動をお願いしたいと思います。

また、今すごく工夫して頑張っている皆さんに感謝するとともに、多様な働き方の推進は、もはや企業の存続をかけた経営課題になりつつあります。この件に関して特に強調したいのは、多様な働き方の導入はコストではなく、企業が存続するための投資であるという視点をいかに多くの経営者に知ってもらうかという点です。従業員が健康で意欲を持って働ける環境は、必ず生産性を高めて新たな価値創造につながります。そのためには、御答弁いただいた取組を着実に進めていただくとともに、特に、多様な働き方を導入したことによる成功事例、例えば、離職率が低下したとか、応募者が急増したとか、新商品開発のアイデアが生まれたとか、そういった具体的なメリットを県が積極的に収集して、分かりやすく発信していただくことが極めて重要です。

先ほど答弁にありました認証制度はまさに、私もちょうとお伝えしましたけれども、有効な手段だと思います。認証された企業にとっては誇りとなり、さらなる改善への意欲につながります。そして、これから取り組もうとする

企業にとっては、具体的な目標となっていきます。今後とも、企業が多様な働き方を導入してみようと考えられるような取組、啓発活動を、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、最後の五つ目の質問に移りたいと思います。

不本意で非正規として働く女性が正社員として働くための支援、これは、ずっと皆さんの質問の議題にも上がっています。

先日報道されたものであり、代表質問でも杉本議員が質問の中で話をされましたが、三重県は、男女の賃金格差で最下位となっています。不名誉なこととは思いますが、このことについての記事は、大変驚きました。

この男女の賃金格差の解決策の一つとして、非正規で働く女性の正社員化がやはり挙げられます。一見知事も前回の杉本議員の代表質問のときにおっしゃっていましたが、三重県人口減少対策有識者会議に出席をされまして、三重県は非正規社員が多いと、でも、女性がそれで流出していくと、統計上、その企業で働く女性がいなくなると、そのようなことをおっしゃっていただきました。

そこで質問です。不本意で非正規社員として働く女性が正社員として働くために県はどのような取組を行っているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、不本意で非正規の女性の正社員化に向けた取組につきまして御答弁申し上げます。

令和4年の総務省就業構造基本調査によりますと、三重県の女性の非正規雇用割合は58.0%と高い数字になっておりまして、また、不本意ながら非正規として働く女性の人数ですが、1万2100人というふうになってございます。

このことから、正社員として働くことを希望する女性が希望に応じて働くことができますよう、職場環境づくりの整備とともに、スキルアップなど、女性求職者へのきめ細かな支援が重要であるというふうと考えております。

そのため、県では、様々なライフイベントが生じても個別の事情に応じて

柔軟に働き続けられる短時間正社員制度等の導入を促進してございます。県内企業へのアドバイザー派遣等を通じまして、この制度の導入を検討する企業も出始めているところでございます。

また、正社員として働きたい女性等を対象にプログラミングやA I活用等のビジネススキルの習得研修を実施しまして、スキルアップの向上に関する支援にも取り組んでいるところでございます。

今後も女性が正社員として働くことができる職場環境づくりに向けまして、企業の優良事例を横展開するとともに、県内企業と女性求職者とのマッチング機会の提供等にも取り組み、正社員を希望する女性一人ひとりに寄り添った支援を進めてまいります。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。

非正規の方が1万2100人。やはり、この方たちが正規に変わったら、女性の働く力が、もっと中小企業・小規模企業のパワーとなって現れてきますよね。

本当に、不本意な非正規の女性が、何らかの理由もあると思いますけれども、正社員として就業していくことは、いろんな問題があるかもしれませんが、三重県の中小企業・小規模企業における喫緊の課題であると考えます。行政としても、今、雇用経済部長もおっしゃっていただいたように、積極的に支援をしていただいています。

また、問題として挙げられるのが、非正規で働く女性の中には、年収の壁を意識して働き控えをしている人も多いと言われています。一例として、社会保険に加入すると手取りが減るから損をすると思い、労働時間や年収額を抑えている方が一定数いらっしゃいます。これは、報道などで皆さんが御存じかと思います。収入額によって、確かに手取りが減るケースもありますけれども、社会保険に加入することで、年金として将来の手取りを増やすことになります。また、社会保険への加入を意識して働き控えをする女性に対しては、社会保険に加入することで、経済的、社会的自立につながると考えま

す。社会啓発として取り組んで、ぜひとも県としても、雇用経済部としても支援をしていただきたいと思います。

企業に対しても、労働時間を抑えている女性に、これまで以上に長く働いてもらうということを、やっぱり経営者としてもしっかり、人事の担当の方もすることで、正社員化して労働力の確保につながるというメリットも周知して、経営者にも、企業側にも取り組んでもらう、そういうことも今後は啓発活動等、雇用経済部の皆さんから声を上げていただきたいと思います。

今日は、中小企業・小規模企業に関する支援に対する県としての取組状況、支援の内容等をきめ細やかに雇用経済部の松下部長に伝えていただきました。先ほども申し上げましたけれども、やはり、中小企業・小規模企業が会社をつくったときに労働基準監督署に届け出る就業規則というもの、その改定がなされていないということで、こういう状況にもなっているのではないかと思います。

そして、最後に言いたいのは、昨年、ひょっとしたら労働基準法がということが取り沙汰されましたけれども、国に対しての要望は、やはり労働基準法を今の働き方に見直していただく新たな法改正を早くしていただく。そして、それが決定しましたら、中小企業・小規模企業の皆さんに就業規則の新たな改正、要は、就業規則の社内の改定をしていただく、定義、約款等を変えていただく、これが大事だと思います。

そして、今、人口減少や経済の萎縮が叫ばれている昨今ですけれども、県内企業の99.8%、事業所数は約7万2000か所、全国で23番目の多さである約80万人の従業者数の88.3%を占める中小企業・小規模企業が県内で元気になれば、三重県も間違いなく元気になります。

県当局におかれましては、県内企業のDX推進、金融支援、利子補給等のさらなる支援を力強く後押ししていただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。
午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

- 副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。37番 今井智広議員。

〔37番 今井智広議員登壇・拍手〕

- 37番（今井智広） それでは質問させていただきます。公明党の今井智広でございます。

本日は、4問させていただきたいと思います。早速、質問に入らせていただきます。

まず、1点目が旧知事公舎跡地の今後についてということで、これは、昨年12月9日の予算の総括的質疑でも取り上げさせていただいたんですけど、そのときは知事は出席されていなかったもので、知事のほうからお考えを聞かせていただきたいと思います。

県民の大切な財産、県有財産の利活用ということで、知事は、令和8年4月を目途に今後の方向性を考えると、そのような一定の結論を出すんだろうということを記者会見等でもお答えになられたと思います。それまでのお話ですと、基本的には、利活用するところがなければ売却も考えているということであります。前回、総務部長に聞いたところ、まだ検討中で、様々な面積の確定を急いだり、今年度中にそれらをやって、今後、検討していくということでもありますけれども、知事として、知事公舎の跡地について、現在、

何かこのような形で考えているとか、今後いつぐらいまでに答えを出すということがございましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 知事公舎の跡地は私の土地ではありませんので、総務部長がお答え申し上げたとおりでございまして、今、検討しているということだと思います。

以前も記者会見などでお答えしましたが、公共下水道が間もなく供用開始するようでございますので、そうすると、以前、私が当時の総務部長から聞きましたのは、地価が上がるので売却をその時点で考えると。それまでの間に各部局に使い道があるかどうか聞いてみたいということで、聞かれたようございまして、これも聞いた話でございますけど、特に使い道がないということですので、このままで行くと売却するのかなと思っているところでございます。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） すみません、ちょっと最後のところが聞き取りにくかったので、申し訳ないんですけども、総務部長がお答えいただいて、まだそのときには、どこでどういう決め方をするかも決まっていないと、12月9日のお話であったと思います。

最後のところ、知事のお考えをもう一度聞かせてもらっていいですか。

○知事（一見勝之） 下水道が供用開始した後、売却をするということで、その売却手続に入っていくものと考えております。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。

売却の手続に入っていく方向ということですが、それらを決定するのは、知事が決定されるのか、どういった場所で決定されるのか。というのは、この案件は、議会の議決案件になってこないだろうと思っております。これは、そのときの質問でも、常任委員会に示してもらおうとは言っていた

くものの、面積要件のところ、議決案件ではありません。

私自身、売却がいいとか売却は駄目とか、そういうどちらかの立場に立って言うておるのではありません。有識者会議のほうでも両極端の意見がありました。とても貴重な土地だから、維持管理費を削減できれば、今すぐ売却する必要はないという御意見もありますし、逆に、維持管理費がかかるので、期限を区切って売却を含めた利用方法の結論を出すべきといった意見もあったり、この中でそのように（資料を示す）読ませていただきました。

ですので、今のお話ですと、下水道の埋設が終わって、その段階で土地の条件が整ったら、また、観音寺公舎を分けるかどうかもそのときに多分決める。分筆するかどうか、約1万9000平米のうち、観音寺公舎が約2000平米あるのを、もしかしたら分筆するかも分からないといったお話も伺ってありましたので、その辺も含めて、しっかりとまた議会にも御相談いただきながら、しかるべきときにお示しをいただきたいと思いますが、今日の時点では、下水道がしっかりと敷設された暁には、基本的には売却の方向ということでのお話と承っておきたいと思います。

静岡県も昨年12月16日に知事公舎を売却して、その結果、静岡県が予想しておったよりも倍の価格で落札されたということもニュースになっておりました。また、これから引き続き、私も議員としてしっかりと注目をさせてもらいたいと思います。

それでは、この項は終わらせていただきます。

次に、今度は三重県の資金運用についてということで、出納局のほうに聞かせていただきたいと思います。

今は金利が上昇局面の中で、今後、三重県にとっては、公債費が増えていく、利上げとともに増えていくということが予想されております。先日、国のほうでも財務省が、借金を払う国債費が3年で約10兆円増えるだろうと、そのようなことがニュースで流れました。そういう意味で、今後、三重県も公債費が増えていく。

その一方で、利上げ局面では運用益というのがすごく大事になってくると

思います。三重県は資金運用方針でしっかりと運用をしていただいておりますけれども、現状の運用の仕方と、そして、令和7年度の見込みというものを教えていただきたいと思います。

こちらを見ていただきたいと思うんですけれども、（パネルを示す）これは決算で見ていただいた資料で、ホームページでも見られます。ようやくここに来て運用益が増えてきている状況であります。県にとりましてとても重要な財源になると思いますけれども、天野局長の今の取組と7年度の見込みをどうぞよろしく願いいたします。

〔天野圭子会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（天野圭子） それでは、資金運用につきましてお答えいたします。

地方自治法におきまして歳計現金は、「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」、また、基金は、「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と定められております。

これを受けまして出納局では、三重県資金運用方針を策定いたしまして、資金運用の判断の優先順位を、1番目に安全性、2番目に流動性、3番目に効率性と定めまして、預貯金による短期運用と債券による長期運用を組み合わせることにによりまして、確実かつ効率的な運用を行っております。この結果、令和6年度決算では、先ほど御紹介がありましたとおり、歳計現金で約3600万円、基金では約2億9000万円の運用収益が確保できました。

令和6年3月にマイナス金利政策が解除され、金利は上昇しております。さらに、令和7年10月の高市政権発足後は、金利上昇が一段と加速しまして、長期金利だけでなく、短期金利のほうも上昇しております。

このような状況を踏まえまして、今年度からは、従来の預貯金と長期債券の運用に加えまして、新規発行の国庫短期証券による運用を取り入れることで債券運用の割合を増やしまして、運用収益の拡大を図っているところです。

また、証券会社から金利状況の見通しや債券市場の動向に関する情報を収

集しまして、より適切な時期に運用を開始することに努めております。

こうした取組によりまして、令和7年度の運用収益でございますが、歳計現金では、令和6年度決算額の2.7倍となります約1億円、基金では、2.6倍となります約7億円を超える見込みとなっております。

今後も引き続き金利動向を注視するとともに、歳計現金については、日々の支払いに支障がないよう、また、基金については、取崩し時期を考慮した上で適時適切に運用を行い、運用収益の確保に努めてまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁、ありがとうございます。

以前、私も大分早い時期、決算の総括質疑でこの資金運用をやらせてもらったことがあるんですけども、本当に資金というのは、歳計現金も基金の資金も、全て県のものであると同時に県民の財産でありますので、それをこの方針に沿って、先ほど言っていた安全性、流動性、効率性をしっかりと守りながら、より効果の高い、ローリスク・ハイリターンはなかなか難しいかも分かりませんが、リスクがなるべく少なく、ミドルリターンを得られるようなもの、今回で言うと国庫短期証券ですかね、そういったものも取り入れていただいたということです。そして、今の見込みとして、先ほどお話にあったのは、歳計現金で2.7倍の約1億円、基金のほうで2.6倍の約7億円ということで、合計すると約4.8億円ぐらい、令和6年度よりは運用益が増えるという見込み。これは本当に大切な県民サービスに使えるお金になっていきますし、基金で運用した分は、その基金に入ることにはなりますけれども、それも県民の財産でありますので、今後もしっかりと運用をしていただければと思います。

読ませてもらうと、ポートフォリオ管理、資金運用に係る金融商品等の組合せをしっかりとしながら、今、進めていただいております。単年度計画、また、歳計現金の中長期計画、資金計画でありますとか、一括の基金の中長期計画、そういったものも毎年度つくっていただいております。

もう一度、再質問で、この運用方針ですけれども、これまでの直近で行く

と、平成27年5月、令和元年6月、令和3年11月に改正されておるんですね。今、令和8年に入ってまいりました。単年度計画は6月から翌年5月までということで、今、計画をつくろうと努力いただいておりますが、方針につきましては、もし見直しが必要なことがありましたら、4年、5年とたっていますし、金利の上昇局面になっていますので、一度その辺も、方針、そして、単年度の計画について、しっかりと見直しも含めて検討していただきたいと思いますが、答弁をよろしく申し上げます。

○会計管理者兼出納局長（天野圭子） 三重県資金運用方針でございますけれども、こちらは、運用とか管理に関します基本方針とか、もしくは基本原則を定めたものでございます。これまでも、資金運用を取り巻く環境に大きな変化が生じて、必要と認めた場合に見直しを行ってきておるところでございます。

金利上昇局面でございますので、その中でも確実かつ効率的な運用ができますように、引き続き証券会社等から運用環境に関する情報などを収集しながら、必要に応じ、方針の見直しを検討したいと考えております。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。国に財源を求めるとか、財源を探すことも当然これまでどおりやらないといけませんけれども、これからは財源を自らつくり出していくといったことも、これは県有財産の利活用もそうです、売却して収入を得るとかそういったことも含めて、この運用も、自ら財源をつくり出すための最善の努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

次は、ゴルフ場利用税についてということで取り上げさせていただきたいと思えます。

ゴルフ場利用税は、ゴルフをされる方に納めていただく税金であります。ゴルフ場で徴収してもらって、これは都道府県税ということで、県が徴収をして、その7割はゴルフ場のある市町に行くという、そういった税金であります。

このゴルフ場利用税なんですけど、私は、ゴルフ場利用税はなくすべきという立場でございます。ゴルフ場利用税は2014年ぐらいに麻生元財務大臣でありますとか安倍元総理も国会の中で、スポーツで唯一税金がかかっているのはふさわしくないんじゃないかというお話もされた。予算委員会等で取り上げられたけれども、総務省が管轄するんですが、その反対もあり、また、代替財源を見つけられないのか、今なおこの利用税が残っているということでございます。

このゴルフ場利用税の前身を調べると、1954年、昭和29年に娯楽施設利用税ということでスタートして、例えば、ゴルフ場、ボウリング場、雀荘、パチンコ屋、こういったところで娯楽施設利用税を徴収されておった。それが平成元年、消費税が導入されたときに見直しがあって、それまでぜいたくな遊びと見られておったのかは分かりませんが、娯楽施設利用税でゴルフ以外のところは全部なしになりまして、ゴルフ場利用税という名前に変えて、今なお続いております。

ゴルフは、昔でこそ娯楽施設だったかも分かりません。高額な所得の人だけが楽しめるスポーツだったかも分かりませんが、今では本当に若い方であったり、もっと言えば、オリンピックにもう一回復帰した。昔は1900年と1904年にオリンピックでゴルフ競技があったんですけど、そこから百十数年なくて、2016年リオデジャネイロオリンピックから復活をしている。また、国民スポーツ大会でも、ジュニアも含めて、一生懸命取り組んでいただいております。

そういったスポーツで唯一ゴルフ場利用税がかかっておるとするのは、私は本当におかしいと思っております。

しかし、地方にとってはとても重要な財源であるので、市町の皆さんや県も、廃止には反対の立場なんだろうと思います。廃止するんであれば代替財源をしっかりとくださいよという、そういった立場であると思います。

令和6年度では、三重県で16億円ほどのゴルフ場利用税が集められております。ですので、県の取り分は約4.8億円ぐらいになるんだろうと思います。

が、先ほどの、今回、出納局が増やしてもらった4.8億円と、ちょうど一緒なんですね。それが一緒やから何ということはないんですけども、本当にゴルフ場利用税は一度見直さないといけないときなんじゃないかと強く思います。

私も地方議員ですから、地方の税収がもしかしたら減る、なくなるということはあってはならないと思いますけど、代替財源で、やっぱりスポーツとして、健康増進のためにも、また、ゴルフ場というのは中山間地域や農村部に多く存在します。その地域の雇用を守ってもらっております。また、造園業であるとか、食事も提供しますので農産物とかも本当に多く使ってもらっています。地域産業を担ってもらっておる、そういった要でもあると思っ

ているところでございます。

廃止までは言えないので、じゃ、何が言いたいかという、このグラフになります。（パネルを示す）三重県は二つ税率があつて、一つは積み上げ方式というやつと、こちらに挙げてあるパック料金で、多くのゴルフ場ではパック料金のほうでゴルフ場利用税を徴収してもらっているということでありますので、こちらを出させてもらいました。

これを見てもらって、赤字で書いてあるところを、特に私は注目しています。このゴルフ場利用税を、じゃ、なぜ取り続けておるかという、応益税、ゴルフ場に関する行政サービス、開発許可や道路整備に使うので利用者負担してもらおうということと、ぜいたく税、ゴルフ場の利用料金は、他のレジャーに比べて高額であり、利用者が高い担税力があるとみなされているためにゴルフ場利用税だけは残ったということみたいなんですけど、こちらの三重県の数字を見てもらうと、所得が低い方がゴルフをしたいときに払ってもらう、利用料金が4500円以下、4500円から8000円ぐらいのところは10%以上、一番高いところでは14.4%も税率がかかっているという現状であります。これは、先ほどの担税力と考えると、僕は、イコールじゃないというか真反対やと思っております。その意味で、三重県の場合は、高所得、担税力があると思われる方が行かれるゴルフ場のほうが税率が安くて、逆進制といいま

すか、所得の低い人たちが楽しむような場所、そういった方がゴルフに行ったときには税負担率が高くなっておる。

お隣の岐阜県がどうなっておるかというのを参考程度にちょっと見させてもらっていますけれども、岐阜県は全て10%以下、消費税以下消費税と同じという形になります。ですので、ゴルファーは、消費税プラスこのゴルフ場利用税を払っておるという形になります。

ですので、先ほど来言ったスポーツとして、また、健康増進のために三重県も推奨してもらっておると私は思っています。ゴルフツーリズムも三重県として進めておるという状況において、そのゴルフ場が、より多くのゴルフプレーヤーに来てもらえるように、価格の低いところが税率の高いのを一度しっかりと市町と共に見直してみるという、見直すかどうかは、その検討次第でしょうけれども、一遍考えてほしいと思うんですが、後田部長、いかがでしょうか。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） ゴルフ場利用税について御質問をいただきました。

繰り返しになるかも分かりませんが、ゴルフ場利用税の創設経緯というところで、先ほど議員のほうからも御指摘いただきました、平成元年度に娯楽施設利用税というものから変更されまして、主に、次のような3点を理由として設けられたものというふうに解しております。

一つには、ゴルフ場が開発許可、道路、廃棄物処理、防災等、地方団体の行政サービスと密接な関連があること。それから、2点目といたしましては、先ほど議員からも御指摘いただきました、税収の10分の7が市町村に交付されておりまして、特に財源が乏しく、山林、原野の多い市町村の貴重な財源となっているとともに、地域振興を図る上でのインセンティブにもなっているということです。3点目は、これも議員から御指摘がございました、ゴルフ場利用者には十分な担税力が認められるということで、ゴルフ場利用税が設けられたというふうに考えております。

本県では、前身の娯楽施設利用税当時には、ゴルフ場のホール数であると

か、ホールの平均距離でありますとか、その施設のいろんな状況を勘案しながら税率を決めておったと、こういうような状況でございました。その後、利用料金にそういう部分が反映されているだろうということで、利用料金を基に九つの区分で税率を決めているような現状でございます。

平成元年度にゴルフ場利用税と改められたときには、その考え方を維持しまして、国の通達等を参考にしながら、特別徴収義務者であるゴルフ場の運営者の方々の団体と調整の上、税率とそれに対応する利用料金を決定し、現在に至っておるという経緯でございます。

ゴルフ場利用税の税率というのは、地域や季節要件による稼働状況等もあって、各県で独自に決めておるといふところがあるわけで、単純に都道府県間で比較することはあまり適当ではないのかも分かりませんが、近隣府県と低価格帯で比較しましても、本県の税率というのは、よその県と大体同じような、中位程度の状況となっております、特に本県ゴルフ場利用者の税負担が大きいといった状況にはございません。

冒頭に申し上げましたように、ゴルフ場利用税は道路の整備でありますとか維持管理はもとより、ゴルフ場周辺の環境整備などの貴重な財源で、地域の行政需要に貢献しており、市町からも現状維持を求められているというところがございますので、現時点ではすぐさま見直しを行う状況とは考えておりませんが、社会経済状況でありますとか物価等の状況、あるいは他県の状況等を確認しながら、必要に応じて適切に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 長い答弁、私にとっては残念な答弁をしていただいておりますが、ありがとうございます。

税金を取る側はずっとそうやって言うのですけれども、スポーツとして考えたときどうですか。そして今、平成元年からもう三十何年たっています。ゴルフ場関係者ともう一度、ぜひ意見交換を市町と共にしていただいて、しっかりと納税者の側に立った形でもう一遍考えていただきたいと思っております。

ので、今日は1回目、これを問題提起したという形なので、引き続きこれからしつこくやらせてもらいますので、よろしく願いいたします。

最後は時間がないので、申し訳ないです、なるべく簡潔に行きます。

先ほど山崎議員が中小企業・小規模企業について、一生懸命細かくやってもらいまして、ありがとうございます。私は、海外販路の拡大についてということで、今、高関税でありますとかレアアースの問題、また、ウクライナ侵攻もまだ続いておるとい、世界情勢が本当に目まぐるしく変わっている中で、いかに海外への取引をしている企業を守っていくか、また、今後、円安を追い風に海外へ進出しようとする人たちをしっかりと支援していくという観点から、ちょっとはしりながら質問させていただきます。

そういった状況の中で三重県は、今回の令和7年度2月補正予算の中でも予算計上していただいて、本当にきめ細かなサービスを提供しようとしてもらっております。

また、令和7年度では、ビジネスセミナーで35の団体・企業が、海外ビジネス展開支援事業で40件の採択、また、三重県アセアンビジネスサポートオフィス、MISAの設置によって20件が、今、活用していただいているということでもあります。

やっぱり、今まで取引できたところと急にできなくなるということもあり得ますので、しっかり多角化をしていくということと、先ほど申し上げたように、円安等を背景にしっかりと企業が収益を上げていってもらうために、海外への販路拡大をしていくための支援が、今後さらに重要になってくると思いますので、雇用経済部長の決意と、これから特に力を入れたいことなど、御答弁いただければと思います。

[松下功一雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（松下功一） お答えいたします。県内中小企業の海外展開に向けまして、県では、現地の商習慣でありますとか税制などの注意点についてセミナーを開いたりとか、あるいは、海外の展示会への出展支援などを通じまして、海外展開に取り組む企業の裾野拡大ということをこれまでやって

まいりました。

議員から御紹介いただきましたように、米国の関税措置であるとか日中関係の緊張もありますので、非常に先が見えないリスクが懸念される状況になっているという認識でございます。

こういうことで、今回も先ほど御紹介いただいた2月補正予算で措置をさせていただきましたが、やっぱり多角化は、本当に私も重要だと思っていますので、今後も、多角化の取組はしっかりとやっていきたいと思っていますし、一つ違う形でも、例えば今回、ベトナムともMOUを結んで、関係を結びましたので、ベトナムとの取引が進むようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

今後も、ジェットロ等の関係機関と連携し、多角化の取組によって県内企業の海外展開を促進していきたいと考えております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 答弁、急いでもらって、ありがとうございます。

いろんな意味で円安というのは、物を輸入する場合には物価高につながるもので、生活者への支援が必要なとは逆で、海外へ展開する場合には、非常にパーツに対しても円安になっているということです。ASEANへもしっかりと販路拡大をしていってほしいと思います。

もう一度、ゴルフ場利用税ですけれども、（パネルを示す）徴収権を持つのは都道府県です。それで決められたら納税者は納めないといけません。やっぱり徴税者と納税者の信頼関係ということが大事だと思いますし、これ、見てもらったら、三重県は本当に低所得の人のほうに、担税力の弱い人のほうに徴収率を高めておるんです。よそと比べようが、何でもそれは関係ないです。

三重県としての姿勢を今後聞いていきたいと思っておりますので、今後とも、やっぱり納税者から信頼される三重県政に様々な面でなっていくことが重要だということを発言して終了させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

難波聖子議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。35番 東 豊議員。

〔35番 東 豊議員登壇・拍手〕

○35番（東 豊） 難波聖子議員の質問に対する関連質問をさせていただきます。会派草莽、東紀州選挙区選出の東豊でございます。

2番目の質問で、0－2歳児の子育て支援についてというテーマで、少し時間がなかったので、質問時間もちょっと短く、答弁もちょっと短くされていたんですが、発言、やり取りの中から質問させていただきたいと思います。

今朝のニュースか、ゆうべのニュースだと思いますが、NHKを見ていましたら、東京都の速報値が出ていました。9年ぶりに出生数が増えたと、1.3%増えたということで、小池知事のコメントがありまして、チルドレンファーストの効果が出ているんだというふうなコメントでした。率直にうれしいというコメントがございました。

実は、国立社会保障・人口問題研究所の予測よりも早く人口減少が続いているという状況であります。そんな中で、例えば、東京がよいということで、隣の神奈川県に住んでいる人がちょっと移動して東京都内に住む、支援策が豊富だということで移住をしているというインタビューがニュースで何件か聞かせていただきました。区ごとの支援も濃厚です。それに上乗せして都が支援策を講じているということもあるんだと思います。妊娠期の支援、出産応援ギフト、あるいは家庭訪問もろもろ、あと、東京都の特徴としては、子育て応援とうきょうパスポートというのがあるようです。018サポートというんだそうです。いろんな施策を考案されて、財源の豊かなところですので、そういったことをやっているんだと思うんですが、翻って、三重県においても、人口減対策については自然減、社会減で取り組んでいただいているんですが、ゼロ歳から2歳に焦点を当てた関連質問をさせていただきたいと思います。

子ども・福祉部長にお尋ねするんですが、あくまで母子保健の範疇という

のがありますので、その中で、特に、市町が実施する産後ケア事業における地域間格差ということです。例えば、具体的に、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市、伊勢市とか、大きい市が率先して産後ケアをやっていると思います。実は中身を見てみますと、温度差というのか仕組みがそれぞれちょっと若干違ってきます。窓口で点数制で評価をして、あなたは産後ケアを受けられますよ、受けてくださいというハードルも、それぞれの市町の窓口によって違う。つまり、利用者側に立つと、その市に住んでいる、あるいは町に住んでいることで、同じ産後ケア事業一つとっても、公平性に欠ける部分があるというふうに思います。

それともう一つは、地域間の格差であります。行政同士の格差もあるわけですが、地域で受けるサービスを提供する施設が近くにあるかないか、あるいは全くそういう人材もないというパターンもございます。

こども家庭庁では、2025年だったと思いますが、はじめの100か月の育ちビジョンというのがございます。つまり、誕生する前からですが、誕生した後も、大体就学前まで、つまり小学校1年生、2年生ぐらいまでずっと追って支援をしましょうと。つまり自己肯定感も含めて、愛着形成も含めて、育ちをちゃんとサポートしていこうというのが国のビジョンとしてあります。

三重県は、そういう意味では、人口がどんどん減ってきています。そんな減る中でもやっぱりちゃんと安全に安心して子育てしていける、妊娠、出産していける、子育てもしていける県であるということ、ぜひアドバランを上げていただきたいなというふうに思うんです。

個別具体の質問をしないといけないとは思いますが、まず、県版のはじめの100か月の育ちビジョンみたいなものをつくられて、予算的なことだけではなくて、やっぱり寄り添う、伴走型でやっていくということが大事だと思います。

それで、質問になるわけですが、ここ数年間で大変産後ケアのニーズが多くなってきているというデータがおありになると思いますが、三重県でも独自に四日市と津の2か所で妊産婦のほっとスポットモデル構築事業をされて

いる。その効果はあると思うんですが、ニーズはもっと増えていくんだと思うんです。ただ、それを横展開、あるいは市町独自でやっていらっしゃる事業の違いみたいなものを標準化していくのが県の役割だと思うんですけれども、その辺の御所見をいただきたいと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 産後ケア事業に御質問をいただきました。今、市町でそれぞれ地域の状況に応じて産後ケア事業をやっていただいています。県としては、広域的な後方支援の役割ということで、今、財政支援も含めて取組をさせていただいております。

お話がありましたとおり、市町の産後ケア事業の利用者は増えてきております。県としましては、専門的なスキルを持った母子保健アドバイザーを市町へ派遣して相談に乗らせていただいたり、それから、母子保健コーディネーター、これは市町の職員の方の養成ということで、そういう人材育成にも取り組ませていただいていますし、あと、御紹介いただきましたほっとスポット事業です。これは、市町でやっていただいている事業の対象にならないような、乳幼児の兄弟同伴で利用したいとか、多胎児で利用したいとか、そういう妊産婦向けに、ほっと一息ついてもらうというようなことも含めて補完的な事業をやらせていただいています。

この事業もモデル事業としてやらせていただいて、来年度は、その成果を含めて検証して、今、おっしゃったような横展開がどうできるのかということも取り組んでいかせていただきたいと思っていますし、今、そういうことも含めて、母子保健サービスについて、市町といろいろ意見交換をさせていただいています。市町からおっしゃっていただいたとおり、県の広域的な調整機能という部分でいろいろ御要望もいただいていますので、そういう御意見も踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

〔35番 東 豊議員登壇〕

○35番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。調整機能、どこに住んでいても同じサービスを受けられる、これは三重県民であれ

ば、同じ切れ目のない支援を受けたいという要望を受けていますので、ぜひそれに呼応する形で引き続き検討していただいて、一步も二歩も前へ進んでいただいて、せっかくモデル事業をつくっていらっしゃるので、市町に寄り添って支援をしていただきたいと思います。

以上で関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくをお願いします。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（森野真治） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 45 分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） この際、報告いたします。

去る 2 月 25 日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 2 号から議案第 4 号まで及び議案第 22 号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2	令和7年度三重県一般会計補正予算（第10号）
3	令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
4	令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
22	三重県高等学校等教育改革促進基金条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年2月27日

三重県議会議長 服部 富男 様

予算決算常任副委員長 田中 智也

委員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第2、議案第2号から議案第4号まで及び議案第22号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。田中智也予算決算常任副委員長。

〔田中智也予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月27日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第2号令和7年度三重県一般会計補正予算（第10号）外3件につきましては、去る2月25日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第2号から議案第4号まで及び議案第22号の4件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明28日から3月2日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明28日から3月2日までは休会とすることに決定いたしました。

3月3日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時48分散会